

改正案P	修正後	現行
2	<p>や「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」（H29.7 内閣府通知）等により整理された指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）について改定</p> <p>3.8 避難指示（緊急）の発令</p> <p>避難勧告等の発令基準について、「避難勧告等に関するガイドライン」（H26.9, H29.1 内閣府）を反映し改定</p> <p>・「避難勧告等に関するガイドライン」（H26.9, H29.1 内閣府）</p> <p>・「水害ハザードマップ作成の手引き」（H28.4 国土交通省）</p> <p>・「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（H29.3 内閣府）</p> <p>・「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」（平成29年7月5日府政防第825号内閣府通知）</p> <p>○ 「宮城県津波避難のための施設整備指針」（H24.3 策定）の廃止</p> <p>平成26年1月の「宮城県津波対策ガイドライン」改定は、同施設整備指針の内容を取り入れて改定しており、今回のガイドラインの改定に併せ廃止します。</p>	
3	<p>2 津波避難計画の策定</p> <p>2.1 県、市町、住民の役割</p> <p>津波避難計画の策定及び避難訓練を実施するにあたり、県、市町及び住民が果たすべき役割は、概ね次のとおりとします。</p> <p>2.3 津波避難計画で定める範囲</p> <p>（略）</p> <p>図 2 本書において取り扱う避難の範囲</p> <p>2.4 津波避難計画で対象とする津波</p> <p>津波避難計画で対象とする津波は、必要に応じ、最大クラスの津波に限らず、当該地域の施設整備の状況や地域特性等を踏まえ、避難の呼びかけを適切に行う観点から、最大クラスの津波より小さい規模の津波が発生した場合や、津波到達予想時間が短くなる場合を想定した津波も対象とします。</p> <p>2.5 地域一体となった対策の推進</p> <p>地域の地形・環境、津波の浸水想定・____到達時間、集落の構造等、地域の特性に応じ、地域住民の意向も踏まえ、まちづくりと一体となった検討の上で、それぞれの地域にふさわしい対策を構築し、地域一体となって対策を推進することが重要です。</p>	<p>2 津波避難計画の策定</p> <p>2.1 県、市町、住民の役割</p> <p>津波避難計画の策定及び避難訓練を実施するにあたり、県、市町及び住民が果たすべき役割は、概ね次のとおりとする。</p> <p>2.3 津波避難計画で定める範囲</p> <p>（略）</p> <p>図 2 本書において取り扱う避難の期間</p> <p>2.4 津波避難計画で対象とする津波</p> <p>津波避難計画で対象とする津波は、必要に応じ、最大クラスの津波に限らず、当該地域の施設整備の状況や地域特性等を踏まえ、避難の呼びかけを適切に行う観点から、最大クラスの津波より小さい規模の津波が発生した場合や、津波到達予想時間が短くなる場合を想定した津波を対象とします。</p> <p>2.5 地域一体となった対策の推進</p> <p>地域の地形・環境、津波__浸水想定・津波到達時間、集落の構造等__地域の特性に応じ、地域住民の意向も踏まえ、まちづくりと一体となった検討の上で、それぞれの地域にふさわしい対策を構築し、地域一体となって対策を推進することが重要です。</p>
7	<p>2.9 用語の意味</p> <p>津波浸水想定区域</p> <p>最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深により設定された浸水の区域とする。（この区域を表した図を、「津波浸水想定区域図」とする。）</p> <p>津波到達予想時間</p> <p>地震発生後、対象とする津波が海岸線に到達するまでの予想時間とする。津波シミュレーション結果等に基づき設定する。（気象庁が津波情報で発表する「津波到達予想時刻」とは異なる。）</p> <p>避難対象地域</p> <p>津波が発生した場合に避難が必要な地域とする。津波浸水想定区域に基づき市町が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。</p>	<p>2.9 用語の意味</p> <p>津波浸水想定区域</p> <p>最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深により設定された浸水の区域をいう。（この区域を表した図を、「津波浸水想定区域図」という。）</p> <p>津波到達予想時間</p> <p>津波シミュレーション結果等に基づき設定する。地震発生後から、対象とする津波が陸上に遡上すると予想される時刻までの時間とする。（気象庁が津波情報で発表する「津波到達予想時刻」とは異なる。）</p> <p>避難対象地域</p> <p>津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市町が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。</p>

改正案P	修正後	現 行
7	<p>避難可能距離 避難開始から津波の到達が予想される時間までに避難することが可能な距離とする。必要に応じ、自動車による避難も考慮する。</p> <p>避難可能範囲 避難開始から津波の到達が予想される時間までに避難することが可能な範囲とする。必要に応じ、自動車による避難も考慮する。</p> <p>避難困難地域 津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域とする。</p> <p>避難路 避難目標地点まで、最も短時間でかつ安全に到達できる主要道路で、市町が指定するもの_____。</p> <p>避難経路 避難する場合の経路で、検討段階では市町が想定し、最終的には自主防災組織、住民等が設定する<u>もの</u>。</p> <p>指定緊急避難場所 <u>災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所とする。市町が災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設及び場所を指定する。</u></p> <p>避難目標地点 津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所とする。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点とする。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。</p> <p>津波避難ビル _____ <u>指定緊急避難場所の一つである。津波が発生した場合において安全な区域外にある施設で、市町が、一定の施設基準を満たす施設を指定する。避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する施設である。本書では、津波避難タワーを含めた場合には、「津波避難ビル等」と表記する。</u></p> <p>指定避難所 <u>避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設で、市町が指定し、生活関連物資を配付できることなど、一定基準を満たすことが必要である。</u></p>	<p>避難可能距離 避難開始から津波の到達が予想される時間までに避難することが可能な距離を<u>いう</u>。必要に応じ、自動車による避難も考慮する。</p> <p>避難可能範囲 避難開始から津波の到達が予想される時間までに避難することが可能な範囲を<u>いう</u>。必要に応じ、自動車による避難も考慮する。</p> <p>避難困難地域 津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域を<u>いう</u>。</p> <p>避難路 避難目標地点まで、最も短時間でかつ安全に到達できる主要道路で、市町が指定するものを<u>いう</u>。</p> <p>避難経路 避難する場合の経路で、検討段階では市町が想定し、最終的には自主防災組織、住民等が設定する。</p> <p>指定緊急避難場所 <u>津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。市町が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「指定避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。</u></p> <p>避難目標地点 津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所を<u>いう</u>。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点を<u>いう</u>。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。</p> <p>津波避難ビル _____ _____ _____ <u>_____避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市町が指定する。</u></p> <p>指定避難所 <u>住宅が倒壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。市町が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。</u></p>
8	<p>避難行動要支援者 <u>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を意味する。避難行動要支援者の要件は、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲として各市町の地域防災計画において定める。</u></p> <p>要配慮者 <u>災害時に限定せず一般的に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を</u></p>	<p>避難行動要支援者 <u>必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに特に支援を要する人々（高齢者、障害者、外国人、観光客、幼児、妊婦等）。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正案P	修 正 後	現 行
8	<p>有する者，外国人等を意味する。</p> <p>(避難行動要支援者等) 本書においては，避難行動要支援者及び要配慮者をあわせて「避難行動要支援者等」と表記する。</p> <p>参考) (略)</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>指定緊急避難場所の指定に関する手引き (H29.3 内閣府 (防災担当)) http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf</p> <p>津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について(技術的助言) (H29.7 内閣府) http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/hinan/pdf/shushi.pdf</p>	<hr/> <hr/> <p>参考) (略) 津波避難ビル等に係るガイドライン (H17.6 内閣府) http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h17/pdf/guideline.pdf (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
9	<p>2.10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等</p> <p>1) <u>地震・津波に関する情報の流れ</u></p> <p>(図)</p>	<p>2.10 気象庁による津波警報等の改善</p> <p><u>東日本大震災において，当初発表された津波警報の津波の高さが過小であったこと等を受けて，気象庁においては，津波警報の改善及び津波観測体制の強化に取り組むこととなった。</u></p> <p><u>また，気象庁の発表において，大津波警報が発表され，その津波の高さの予想が「巨大」と定性的に表現された場合は，特に警戒する必要がある。</u></p> <p><u>大津波警報・津波警報を見聞きした際には，すぐに避難することを徹底すべきである。</u></p> <p><u>なお，地震の際に発表される情報の種類と内容，津波警報等・津波情報等の伝達の流れは次のとおりである。</u></p> <p><u>日本及びその周辺で地震が発生すると，気象庁本庁及び大阪管区気象台では各地の地震計のデータを解析し，震源やマグニチュードを決め，地震発生から概ね1分半後には震度速報で震度3以上を観測した地域名と震度を発表する。</u></p> <p><u>日本近海で地震が発生し，津波による災害の発生が予想される場合には，地震発生から約3分後を目標に全国66区域に分けられた津波予報区に対して津波警報等が発表される。</u></p> <p><u>その後，予想される津波の高さ，津波の到達予想時刻，実際に観測された津波の高さ等の津波情報が発表される。</u></p> <p><u>一方，津波による災害が起こるおそれがない場合は津波予報が発表される。</u></p> <p>1) <u>津波警報等に関する発表</u></p> <p>① <u>「巨大」という言葉を使った大津波警報で，非常事態であることを周知</u></p> <p><u>東日本大震災のように，マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合は，正しい地震の規模をすぐには把握できないため，その海域における最大級の津波を想定して，大津波警報や津波警報を発表。これにより，津波を小さく予想することを回避。</u></p> <p><u>このとき，最初の津波警報では，予想される津波の高さを，「巨大」，「高い」という言葉で発表して非常事態であることを周知。</u></p> <p>② <u>予想される津波の高さを，1m，3m，5m，10m，10m</u></p>

改正案P	修正後	現 行
9		<p><u>超の5段階で発表</u></p> <p><u>これまでの8段階で発表していた予想される津波の高さについて、被害との関係や、予想される高さが大きいほど誤差が大きくなることなどを踏まえ、5段階に集約。</u></p> <p><u>津波警報等の発表時には、各区分の高い方の値を、予想される津波の高さとして発表。</u></p>
10	<p>2) <u>大津波警報・津波警報・津波注意報</u></p> <p><u>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表します。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられます。</u></p> <p><u>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表します。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表します。</u></p> <p><u><津波警報等の種類と発表される津波の高さ等></u></p> <p><u>（ 図 ）</u></p> <p><u>※津波警報等の留意事項等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。</u> <u>・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合があります。</u> <u>・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合があります。</u> <u>・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行います。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合があります。</u> 	<p>2) <u>津波観測に関する情報</u></p> <p>① <u>高い津波が来る前は、津波の高さを「観測中」として発表</u></p> <p><u>大津波警報や津波警報が発表されている時には、観測された津波の高さを見て、これが最大だと誤解しないように、予想される高さに比べて十分に小さい場合は、津波の高さを数値で表さずに「観測中」と発表。</u></p> <p>② <u>沖合で観測された津波の情報をいち早く発表</u></p> <p><u>沖合の観測データを監視し、沿岸の観測よりも早く、沖合における津波の観測値と沿岸での推定値を発表。</u></p>
11	<p>3) <u>津波情報</u></p> <p><u>津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表します。</u></p> <p><u><津波情報の種類と発表内容></u></p> <p><u>（ 図 ）</u></p> <p><u>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表します。</u> <u>・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。</u> 	<p>3) <u>気象庁の地震・津波に関する情報の流れ</u></p>

改正案P	修正後	現 行
11	<p><最大波の観測値の発表内容> (図)</p> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表します。 ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しません。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表します。 <p><最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）> (図)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。 (図) 	
13	<p><東北地方沿岸と沖合の津波観測点> (図)</p> <p>※津波情報の留意事項等</p> <p>① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻です。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる場合があります。 ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合があります。 <p>② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合があります。 <p>③ 津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかる場合があります。 ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがあります。 <p>④ 沖合の津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなります。 ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合 	

改正案P	修正後	現 行
13	<p>もあります。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もあります。</p>	
14	<p>＜参考 津波の計り方の模式図＞ （ 図 ）</p>	
	<p>4) 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。</p> <p>＜津波予報の発表基準と発表内容＞ （ 図 ）</p> <p>5) 遠地地震に関する情報 海外で地震が発生した場合、国内で地震の揺れによる被害が発生する可能性は低いです。しかし、地震の規模が大きく震源域が海底の場合には、大きな津波が発生し、これが日本まで到達して大きな被害が発生することがあります。</p> <p>このため、気象庁では国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合や都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に、遠地地震に関する情報を発表します。この情報には地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）のほか、日本や国外への津波の影響についても記述して発表します。</p>	<p>4) 津波警報等、津波情報、津波予報</p> <p>①津波警報・注意報 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表します。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表します。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で正確な地震規模を求め、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表します。</p> <p>②津波情報 津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせします。</p> <p>なお、津波観測に関する情報（沖合を含む）では、観測した最大波を、「これまでの最大波」と表現して発表し、観測値が予想される津波の高さより大幅に低い間は、安心情報と受け取られないよう「観測中」等の言葉で発表します（具体的な基準は次のとおり）。</p> <p>③津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下の内容を発表します。</p>
15	<p>6) 津波警報等と津波情報の発表例文</p> <p>①津波警報等の例 （ 図 ）</p>	<p>5) 津波警報等と津波情報の例文</p> <p>①津波警報等の例</p>
16	<p>②津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）の例 （ 図 ）</p>	<p>6) 特別警報の創設 気象庁では、東日本大震災による津波や大雨などの災害により極めて甚大な被害が発生したことを受け、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるため、新たに平成25年8月30日から大津波警報を特別警報と位置づけました。</p>
16	<p>③津波情報（各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報）の例 （ 図 ）</p>	<p>①特別警報の発表基準 高いところで3メートルを超える津波が予想される場合</p>
17	<p>④津波情報（津波観測に関する情報）の例</p>	<p>②特別警報の創設による津波警報体系</p>

改正案P	修正後	現 行
23	<p>【解説】</p> <p>津波避難では、時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことが基本です。</p> <p>津波が短時間で到来する場合、必ずしも市町が指定した指定緊急避難場所への最短コースを避難する必要はなく（例えば最短コースによる避難が津波浸水想定区域内を長時間通過しなければならない場合、最短コースによる避難がかえって危険を増す可能性があります）、何よりも避難対象地域の外に最も安全かつ早く避難できる目標の地点（避難目標地点）への最短コースを避難することが重要です。</p> <p>避難目標地点は、避難対象地域の外縁と_____避難経路等との接点付近となります。</p> <p>したがって、避難目標地点に到達後、指定緊急避難場所へ向かって避難する方法や経路も考えておく必要があるとともに、避難目標地点の設定にあたっては、袋小路となっている箇所、あるいは背後に階段等の_____避難経路等がない急傾斜地や崖地付近は避ける必要があります。</p> <p>図 15 避難目標地点の設定イメージ 指定緊急避難場所 指定緊急避難場所</p>	<p>【解説】</p> <p>津波避難では、時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことが基本です。</p> <p>津波が短時間で到来する場合、必ずしも市町が指定した指定緊急避難場所への最短コースを避難する必要はなく（例えば最短コースによる避難が津波浸水想定区域内を長時間通過しなければならない場合、最短コースによる避難がかえって危険を増す可能性がある）、何よりも避難対象地域の外に最も安全かつ早く避難できる目標の地点（避難目標地点）への最短コースを避難することが重要です。</p> <p>避難目標地点は、避難対象地域の外縁と_____避難経路等との接点付近となります。</p> <p>したがって、避難目標地点に到達後、指定緊急避難場所へ向かって避難する方法や経路も考えておく必要があるとともに、避難目標地点の設定にあたっては、袋小路となっている箇所、あるいは背後に階段等の_____避難経路等がない急傾斜地や崖地付近は避ける必要があります。</p> <p>図 15 避難目標地点の設定イメージ 指定_____避難場所 _____避難場所</p>
24	<p>3.3.3 避難可能距離（範囲）の設定</p> <p>■徒歩による避難を原則として避難可能距離（範囲）を設定します。</p> <p>■津波到達予想時間と避難速度等に基づき、・・・・・・</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤避難開始時間は、すぐに避難できない状況を考慮し、地震発生後 15 分_____を目安とする。</p> <p>【解説】</p> <p>徒歩による避難を原則として避難可能距離（範囲）を設定します。</p> <p>ただし、沿岸部の農地や緑地・公園等の自動車等での出入りが主となることが想定される区域においては、自動車での避難も想定できるものとしますが、その区域内であっても公園や海水浴場等多くの人の出入りが見込まれる箇所においては、一時的に避難が可能な場所を確保し、徒歩での避難を徹底することが重要です。</p> <p>（略）</p>	<p>3.3.3 避難可能距離（範囲）の設定</p> <p>_____</p> <p>■津波到達予想時間と避難速度等に基づき、・・・・・・</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤避難開始時間は、すぐに避難できない状況を考慮し、_____15 分程度を目安とする。</p> <p>【解説】</p> <p>徒歩で避難することのほか、沿岸部の農地や緑地・公園等の自動車等での出入りが主となることが想定される区域においては、自動車での避難も想定できるものとしますが、区域内においても公園や海水浴場等多くの人の出入りが見込まれる箇所においては、一時的に避難が可能な場所を確保し、徒歩での避難を徹底することが重要です。</p> <p>（略）</p>
27	<p>（略）</p> <p>避難開始時間は、すぐ避難できない状況（就寝中、入浴中、避難行動要支援者等の対応など）を考慮し、15 分_____を目安とします。</p> <p>（略）</p> <p>特に不特定多数の人々が集まる中心市街地の商業業務地区等では、昼間人口が多いため、国勢調査や都市計画基礎調査等の結果を用いて、昼間と夜間の人口分布を正確に推定し、適切な避難対策を立案する<u>必要があります</u>。</p> <p>※検討方法については、平成 25 年 6 月に国土交通省より示された「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第 1 版）」を参照（改定となった場合は、以後それに準拠）_____。</p>	<p>（略）</p> <p>避難開始時間は、すぐ避難できない状況（就寝中、入浴中、避難行動要支援者__の対応など）を考慮し、15 分<u>程度</u>を目安とします。</p> <p>（略）</p> <p>特に不特定多数の人々が集まる中心市街地の商業業務地区等では、昼間人口が多いため、国勢調査や都市計画基礎調査等の結果を用いて、昼間と夜間の人口分布を正確に推定し、適切な避難対策を立案する<u>ことが望ましい</u>。</p> <p>その検討方法については、平成 25 年 6 月に国土交通省より示された「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第 1 版）」を参照（改定となった場合は、以後それに準拠）<u>のこと</u>。</p>

改正案P	修正後	現 行
27	<p>2) 避難距離について (略) 避難可能距離は、次により求められます。 避難可能距離＝避難速度×避難可能時間（津波到達予想時間－避難開始時間）</p>	<p>2) 避難距離について (略) 避難可能距離は、次により求められます。 避難可能距離＝避難速度×避難可能時間（津波到達__時間－避難開始時間）</p>
28	<p>3) 避難開始時間について 避難開始時間は、従来は、2分（避難勧告発令）となっていました。すぐ避難できない状況（就寝中、入浴中、避難行動要支援者等の対応など）を考慮し、15分を目安とします。</p>	<p>3) 避難開始時間について 避難開始時間は、従来は、2分（避難勧告発令）となっていました。すぐ避難できない状況（就寝中、入浴中、避難行動要支援者__の対応など）を考慮し、15分を目安とします。</p>
29	<p>4) 夜間や積雪寒冷期について 夜間の歩行については、避難経路へ照明（注）を整備することで対応を図るものとします。 積雪寒冷期については、<u>地域の实情により、必要に応じて検討することとします。</u></p> <p>(注)：照明は、停電時も機能するようなソーラーLED照明灯__や、避難誘導標識との組合せなどについても検討します。</p>	<p>4) 夜間や積雪寒冷期について 夜間の歩行については、避難経路へ照明（注）を整備することで対応を図るものとし、<u>積雪寒冷期についても、本県沿岸部の温暖な気候から特に考慮していませんが、地域の实情により、必要に応じて検討することとします。</u></p> <p>(注)：照明は、停電時も機能するようなソーラーLED照明灯の<u>整備</u>や、避難誘導標識との組合せなどについて__<u>検討する。</u></p>
30	<p>3.3.4 避難路，避難経路の<u>想定</u></p> <p>■避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる<u>避難路</u>，<u>避難経路</u>を<u>想定</u>する。 ①から④（略）</p> <p>【解説】 避難路は市町__が指定し、避難経路は住民等が設定するものですが、避難困難地域の検討段階では、住民等に代わり市町が避難経路を想定し設定することとなります。</p> <p>_____<u>避難経路等</u>は、避難目標地点まで最も短時間で到達できる<u>経路</u>を<u>想定</u>しますが、安全性の高い<u>経路</u>を定めることが重要であり、次の点に留意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、_____<u>避難経路等</u>の幅員はできる限り広く、かつ迂回路等が確保されていること。 ・津波が予測よりも早く到達する可能性があること、河川を遡上すること等が考えられることから、海岸沿いや河川沿いの道路等を<u>想定</u>することはできる限り避ける。 ・津波の進行方向と同方向へ避難する道路を<u>想定</u>する（海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける）。 ・気象条件や地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により通行が困難になる_____<u>避難経路等</u>はできる限り避ける。 <p>※「3.4.3 避難路，避難経路の指定・設定」を参照。</p>	<p>3.3.4 避難路，避難経路の<u>指定・設定</u></p> <p>■避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる<u>経路</u>，<u>避難経路</u>を<u>指定・設定</u>する。 ①から④（略）</p> <p>【解説】 避難路は市町長が指定し、避難経路は住民等が設定するものですが、避難困難地域の検討段階では、住民等に代わり市町が避難経路を想定し設定することとなります。</p> <p><u>避難路</u>，<u>避難経路</u>は、避難目標地点まで最も短時間で到達できる<u>経路</u>を<u>指定・設定</u>しますが、安全性の高い<u>経路</u>を定めることが重要であり、次の点に留意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、<u>避難路</u>，<u>避難経路</u>の幅員はできる限り広く、かつ迂回路等が確保されていること。 ・津波が予測よりも早く到達する可能性があること、河川を遡上すること等が考えられることから、海岸沿いや河川沿いの道路等を<u>指定・設定</u>することはできる限り避ける。 ・津波の進行方向と同方向へ避難する道路を<u>指定・設定</u>する（海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける）。 ・気象条件や地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により通行が困難になる<u>避難路</u>，<u>避難経路</u>はできる限り避ける。 <p>(文末) _____</p>
31	<p>3.3.5 避難困難地域の抽出</p> <p>【解説】 (略) 町内会等一定のまとまり（100～200m単位のエリアが望ましい）ごとに、避難目標地点から最も遠い場所から避難した場合の距離と、避難可能距離を比較して抽出することを基本としますが、本検討時点では、直線距離を用いた簡便な検討方法（※）でもよいものとします。 _____<u>（※本項目の最後「【参考】直線距離を用いた避難困難地域の抽出</u></p>	<p>3.3.5 避難困難地域の抽出</p> <p>【解説】 (略) 町内会等一定のまとまり（100～200m単位のエリアが望ましい）ごとに、避難目標地点から最も遠い場所から避難した場合の距離と、避難可能距離を比較して抽出することを基本としますが、本検討時点では、直線距離を用いた簡便な検討方法____でもよいものとします。</p>

改正案P	修正後	現行
31	<p>方法について」を参照) (略)</p>	<p>(略)</p>
34	<p>【参考】直線距離を用いた避難困難地域の抽出方法について 避難困難地域抽出の際に、避難目標地点までの直線距離を用いた簡便な検討方法を以下に示します。 (P31 から移動)</p>	<p>【参考】直線距離を用いた避難困難地域の抽出方法について 避難困難地域抽出の際に、避難目標地点までの直線距離を用いた簡便な検討方法を以下に示す。 (P31 を P33 へ移動)</p>
35	<p>3.4 指定緊急避難場所等、避難路等の指定・設定 市町__および住民等は、住民等一人ひとりが指定緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うため、次により指定緊急避難場所等を指定・設定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3.4.1 指定緊急避難場所等（避難目標地点を含む）の指定・設定</p> <p>3.4.2 津波避難ビルの指定</p> <p>3.4.3 避難路、避難経路の指定・設定</p> <p>3.4.4 避難の方法</p> </div> <p>3.4.1 指定緊急避難場所等（避難目標地点を含む）の指定・設定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■市町__は、指定緊急避難場所が備える必要のある安全性や機能が確保されている場所を、指定緊急避難場所に指定する____。</p> <p>①原則として避難対象地域から外れていること。ただし、津波に対して安全な構造等を備えた津波避難ビル等についてはこの限りではない。</p> <p>②原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物____（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物）を指定する____。</p> <p>③から⑧（略）</p> <p>____</p> <p>■（略）</p> <p>⑨（略）</p> <p>⑩（略）</p> <p>⑪（略）</p> <p>⑫（略）</p> <p>■（略）</p> </div>	<p>3.4 指定緊急避難場所等、避難路等の指定・設定 市町長および住民等は、住民等一人ひとりが指定緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、____指定緊急避難場所等を指定・設定します。</p> <p>3.4.1 指定緊急避難場所等（避難目標地点を含む）の指定・設定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■市町長は、指定緊急避難場所が備える必要のある安全性や機能が確保されている場所を、指定緊急避難場所に指定するよう努める。</p> <p>①原則として避難対象地域から外れていること。____</p> <p>____</p> <p>②原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定する（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物）を指定することが望ましい。</p> <p>③から⑧（略）</p> <p>⑨情報機器（戸別受信機、ラジオ等）を優先的に整備することが望ましい。</p> <p>■（略）</p> <p>⑩（略）</p> <p>⑪（略）</p> <p>⑫（略）</p> <p>⑬（略）</p> <p>■（略）</p> </div>
	<p>【解説】 指定緊急避難場所____は、何よりも安全性が確保されていることが重要であり、機能性は段階的に確保することを念頭に、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（H29.3 内閣府（防災担当））により、積極的に指定緊急避難場所を指定・設定する必要があります。</p> <p>安全性については、最大クラスの津波への対応を原則とし、「最大クラスの津波」に備えて、住民等が時間と余力がある限り、より「安全な場所」を目指す避難行動を推進します。そのため、指定緊急避難場所の危険度・安全度を明確にし、津波ハザードマップや建物への想定浸水高の表示、地域の地盤高や避難先の海拔表示、海岸からの距離表示等により周知するよう努めることとします。</p>	<p>【解説】 指定緊急避難場所の指定にあたっては、何よりも安全性が確保されていることが重要であり、機能性は段階的に確保することを念頭に、____積極的に指定緊急避難場所を指定・設定する必要があります。</p> <p>安全性については、最大クラスの津波への対応を原則とし、「最大クラスの津波」に備えて、住民等が時間と余力がある限り、より「安全な場所」を目指す避難行動を推進します。そのため、指定緊急避難場所の危険度・安全度を明確にし、津波ハザードマップや建物への想定浸水高の表示、地域の地盤高や避難先の海拔表示、海岸からの距離表示等により周知するよう努めることとします。</p>
36	<p>なお、津波ハザードマップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表</p>	<p>____</p>

改正案P	修 正 後	現 行
36	<p>示や基準配色を使用した浸水深の表示など「<u>水害ハザードマップ作成の手引き</u>」(H28.4 国土交通省)を参考に作成するものとします。</p> <p>また、指定緊急避難場所の指定に際しては、避難路等の容量を踏まえて、津波到達までに避難できる距離や、指定緊急避難場所の収容可能人数を考慮した上で、避難可能な区域の範囲を検討する<u>必要があります</u>。</p> <p>(略)</p> <p>なお、指定緊急避難場所はあくまでも一時的に避難する場所として指定・設定するものですが、建物の場合は、2日程度宿泊できるだけの毛布、食糧や、暖房機器、トイレのほか、避難行動要支援者等、女性、乳児に配慮した備蓄品を備え付けてあることが望ましいと考えられます。</p> <p>住民等が設定する避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ避難する際に、とりあえず津波の危険から命を守るために避難の目標とする地点であり、夜間照明、情報機器(伝達・収集)、食糧等は備わっていないため、市町が指定する安全な指定緊急避難場所や指定避難所へ向かって更に避難する方法や経路も考えておく<u>必要があります</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>また、指定緊急避難場所の指定に際しては、避難路等の容量を踏まえて、津波到達までに避難できる距離や、指定緊急避難場所の収容可能人数を考慮した上で、避難可能な区域の範囲を検討する<u>ことが望ましい</u>。</p> <p>(略)</p> <p>なお、指定緊急避難場所はあくまでも一時的に避難する場所として指定・設定するものですが、建物の場合は、2日程度宿泊できるだけの毛布、食糧や、暖房機器、トイレのほか、避難行動要支援者、女性、乳児に配慮した備蓄品を備え付けてあることが望ましい_____。</p> <p>_____避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ避難する際に、とりあえず津波の危険から命を守るために避難の目標とする地点であり、夜間照明、情報機器(伝達・収集)、食糧等は備わっていません。したがって、避難者は、避難の際にはラジオ等の携帯を心がけるとともに、必要な情報等を得るために、市町が指定する指定緊急避難場所又は浸水想定区域外の安全な指定避難所へ避難する必要があります(この際に、津波警報等が解除されるまでは、津波浸水想定区域内を経由して避難してはいけません)。</p> <p>(略)</p>
37	<p>3.4.2 津波避難ビルの指定</p> <p>■避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに指定する。</p> <p>①津波に対して安全な構造であること。</p> <p>②基準水位に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物であること_____。かつ、同スペースまで避難上有効な階段その他の経路が確保されていること。</p> <p>③ (略)</p> <p>④耐震性を有していること(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定する)。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦長期的な孤立を防ぐため、津波終息後、極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。</p> <p>⑧避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること(最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい)。</p> <p>⑨夜間照明及び情報機器(伝達・収集)等を備えていることが望ましい。</p> <p>【解説】</p> <p>(略)</p> <p>津波避難ビルの指定は、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(H29.3 内閣府(防災担当))及び内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)通知「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について(技術的助言)」(H29.7)に準拠(改定となった場合は、以後それに準拠)し、指定の検討を行う必要があります。</p> <p>また、既に指定されている津波避難ビルについても、津波防災</p>	<p>3.4.2 津波避難ビルの指定</p> <p>■避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに指定する。</p> <p>①RC 又は SRC 構造であること。</p> <p>②基準水位に相当する階に2を加えた階に避難スペースを確保できる建築物であることが望ましい。_____</p> <p>③ (略)</p> <p>④耐震性を有していること(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物が望ましい)。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦外部から避難が可能な階段があることが望ましい。</p> <p>⑧長期的な孤立を防ぐため、津波終息後、極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。</p> <p>⑨避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること(最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい)。</p> <p>⑩夜間照明及び情報機器(伝達・収集)等を備えていることが望ましい。</p> <p>【解説】</p> <p>(略)</p> <p>津波避難ビルの構造要件は、「津波避難ビル等に係るガイドライン」(H17.6 内閣府)、及び、今次津波による被害を受け、国土交通省住宅局長名で提示された「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について(技術的助言)」(H23.11)に準拠(改定となった場合は、以後それに準拠)し、上記項目も含め、既存の津波避難ビルについて、今後改善すべき点を整理し、整備の検討を行います。</p>

改正案P	修正後	現 行
37	<p><u>地域づくり法の指定避難施設の要件等を再確認し、指定の見直し等を検討する必要があります。検討の結果、要件等に合致しない施設について指定を継続する場合には、今後改善すべき点等を整理するとともに同施設の抱える課題について正しく周知しておくことが大切です。</u></p> <p>階数については、県が定める基準水位（津波シミュレーションで予測される浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水位）に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物とします。</p> <p>なお、津波浸水想定区域図・基準水位が県から提供されるまでの間は、今次津波を参考に浸水深に相当する階に2を加えた階に避難スペースを確保できる建築物とします。</p> <p>（略）</p> <p>避難ビルについては、「3.4.1 指定緊急避難場所等の指定・設定」と同様、収容可能人数が不足する場合は、周辺において新たな指定や整備を検討する必要があります。</p>	<p>階数については、県が定める基準水位（津波シミュレーションで予測される浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水位）に相当する階に2を加えた階に避難スペースを確保できる建築物とします。</p> <p>（略）</p> <p>避難ビル等についても、「3.4.1 指定緊急避難場所等の指定・設定」と同様、収容可能人数が不足する場合は、周辺において新たな指定や整備を検討する必要があります。</p>
38	<p>3.4.3 避難路、避難経路の指定・設定</p> <p>■市町__は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努める。</p> <p>■（略）</p> <p>【解説】</p> <p>市町__は、避難目標地点まで、最も短時間でかつ安全に到達できる主要な道路で、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努め、自主防災組織や町内会などの住民や企業・団体等は、最終的に安全性の高い避難経路を設定しますが、検討段階では各市町が__想定し設定することとなります。</p> <p>（略）</p> <p>なお、避難路は、後世に渡り人々に避難行動を意識付けし避難する方向が感覚的にわかりやすくすることが重要であり、避難場所や避難目標地点に向け、極力直線的なものとし、<u>避難誘導等のサインに頼らずとも避難できるような避難路であることが必要です。</u></p> <p>1) 市町__が避難路を指定する際は、次の点に留意します。</p> <p>（略）</p>	<p>3.4.3 避難路、避難経路の指定・設定</p> <p>■市町長は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努める。</p> <p>■（略）</p> <p>【解説】</p> <p>市町長は、避難目標地点まで、最も短時間でかつ安全に到達できる主要な道路で、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努め、自主防災組織や町内会などの住民や企業・団体等は、最終的に安全性の高い避難経路を設定しますが、検討段階では各市町により__想定し設定することとなります。</p> <p>（略）</p> <p>なお、避難路は、後世に渡り人々に避難行動を意識付けし避難する方向が感覚的にわかりやすくすることが重要であり、避難場所や避難目標地点に向け、極力直線的なものとし、サインに頼らずとも避難できるような避難路であることが<u>望ましい。</u></p> <p>1) 市町長が避難路を指定する際は、次の点に留意します。</p> <p>（略）</p>
39	<p>2) 住民等が避難経路を設定する際は、次の点に留意します。</p> <p>・山・がけ崩れ、・・・・・・・・・・。</p> <p>（略）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3) 自動車での避難を想定する場合は、次の点にも留意し、地域の実情に応じて検討します。</p> <p>・徒歩による避難者の円滑な避難を妨げないこと。</p> <p>・踏切の通過を伴う・・・・・・・・・・。</p> <p>（略）</p>	<p>2) 住民等が避難経路を設定する際は、次の点に留意します。</p> <p>・山・がけ崩れ、・・・・・・・・・・。</p> <p>（略）</p> <p>・大きく迂回を伴う場合は、階段やスロープ等の整備を検討すること。</p> <p>・蓄電池式非常灯など、停電時も機能する夜間照明等の設置も検討すること。</p> <p>3) 自動車での避難を想定する場合は、次の点にも留意し、地域の実情に応じて検討します。</p> <p>_____</p> <p>・踏切の通過を伴う・・・・・・・・・・。</p> <p>（略）</p>

改正案P	修正後	現 行
41	<p>3.4.4 避難の方法</p> <p>■「<u>徒歩による避難を原則とする。自動車で避難しない。</u>」を徹底する。</p> <p>■<u>ただし、自動車で避難せざるを得ない避難者（避難行動要支援者等、自動車運転中の者など）がいることも想定し、地域の実情に応じた対策を検討し講じるよう努める。</u></p> <p>【解説】</p> <p>避難にあたって<u>自動車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難ができないおそれが高いことから、避難方法は原則として徒歩によるものとします。</u></p> <p>（略）</p> <p>その上で、平常時の通行車両数と避難時に発生が想定される車両数により、広域的には避難行動シミュレーション、局所的には交差点解析等の実施により、交差点や橋梁などのボトルネックとなる箇所において、十分な容量が確保されているか<u>検証</u>を行い、<u>円滑に避難が行えるよう対策を講じる必要があります。</u></p> <p>また、自動車を利用して避難した場合でも、途中で徒歩での避難に切り替えることも想定されることから、避難路沿線への津波避難ビル等の指定・設置を積極的に検討するとともに、津波避難ビル等の付近において、緊急時に駐車可能なスペースの確保に努めることも大切です。<u>駐車スペースを設けることが困難な地域では、自動車避難ビル等に避難しないことの周知を徹底しておく必要があります。</u></p> <p>地域によっては、指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや、徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討する<u>必要があります。</u></p> <p>なお、<u>県内では、</u> 「<u>自動車による津波避難訓練</u>」を実施し、渋滞箇所などの実態把握及び自動車避難による課題の抽出・検証を行ったうえで、<u>自動車避難を取り入れている市町も見られます。</u></p>	<p>3.4.4 避難の方法</p> <p>■<u>原則徒歩とし、『徒歩による避難が可能な方は、自動車で避難しないこと』を徹底する。</u></p> <p>■<u>自動車で避難せざるを得ない避難者（避難行動要支援者、自動車運転中の者など）がいることも想定し、地域の実情に応じた対策を検討し講じるよう努める。</u></p> <p>【解説】</p> <p>避難にあたっては<u>自動車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難ができないおそれが高いことから、避難方法は原則として徒歩によるものとします。</u></p> <p>（略）</p> <p>その上で、平常時の通行車両数と避難時に発生が想定される車両数により、広域的には避難行動シミュレーション、局所的には交差点解析等の実施により、交差点や橋梁などのボトルネックとなる箇所において、十分な容量が確保されているか<u>の確認</u>を行い、<u>必要な対策を講じるよう努めることとします。</u></p> <p>また、自動車を利用して避難した場合でも、途中で徒歩での避難に切り替えることも想定されることから、避難路沿線への津波避難ビル等の指定・設置も積極的に検討するとともに、津波避難ビル等の付近において、緊急時に駐車可能なスペースを<u>極力確保</u>することが望ましい。</p> <p>地域によっては、指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや、徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討する<u>よう努めることとします。</u></p> <p>なお、<u>亘理町と山元町では、自動車による避難を検討するため、</u> 「<u>自動車による津波避難訓練</u>」を実施し、渋滞箇所などの実態把握をするなどし、<u>自動車避難による課題の確認・検証を行っている。</u></p>
43	<p>1) 今次津波での自動車の利用状況について</p> <p>（略）</p> <p>本書では、上記の利用状況を踏まえ、「<u>徒歩による避難を原則とする。自動車で避難しない。</u>」を徹底<u>すること</u>としています。</p>	<p>1) 今次津波での自動車の利用状況について</p> <p>（略）</p> <p>本書では、上記の利用状況を踏まえ、「<u>原則徒歩とし、『徒歩による避難が可能な方は、自動車で避難しないこと』を徹底</u>」<u>すること</u>としています。</p>
	<p>図 26 避難時の交通手段</p> <p>下：<u>自転車</u></p>	<p>図 26 避難時の交通手段</p> <p>下：<u>自動車</u></p>
44	<p>2) 今次津波での自動車の利用理由について</p> <p>（略）</p> <p>本書では、上記の利用状況を踏まえ、<u>避難行動要支援者等、自動車で避難せざるを得ない避難者を除き、「徒歩による避難を原則とする。自動車で避難しない。」を徹底すること</u>としています。</p>	<p>2) 今次津波での自動車の利用理由について</p> <p>（略）</p> <p>本書では、上記の利用状況を踏まえ、「<u>原則徒歩とし、『徒歩による避難が可能な方は、自動車で避難しないこと』を徹底</u>」<u>すること</u>としています。</p>
45	<p>3) 今次津波での渋滞箇所について</p>	<p>3) 今次津波での渋滞箇所について</p>
48	<p>4) 自動車を利用した避難方法の検討について</p> <p>（略）</p> <p>これらの課題を踏まえ、本書では、<u>避難の方法は原則徒歩とし</u></p>	<p>4) 自動車を利用した避難方法の検討について</p> <p>（略）</p> <p>これらの課題を踏まえ、本書では、<u>避難の方法は原則徒歩とし</u></p>

改正案P	修正後	現 行
48	<p>ていますが、自動車避難せざるを得ない避難者（避難行動要支援者等、自動車運転中の者、長距離移動が必要な者等）がいることも想定し、自動車避難に伴う危険性の周知や、津波避難道路であることを周知する標識の整備、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮するなどといったことを、平時から周知しておくことが大切です。</p> <p>(略)</p>	<p>ていますが、自動車避難せざるを得ない避難者（避難行動要支援者__、自動車運転中の者、長距離移動が必要な者等）がいることも想定し、自動車避難に伴う危険性の周知や、津波避難道路であることを周知する標識の整備、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮するなどといったことを、平時から周知しておくことが大切です。</p> <p>(略)</p>
51	<p>3.5 初動体制の確立</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■勤務時間外に津波警報等が発表された場合、あるいは地震による強い揺れを観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制について定める。</p> <p>■職員参集体制</p> <p>①から③ (略)</p> <p>④強い揺れ(震度4以上)を観測した場合</p> <p>■情報受信・伝達体制等</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥避難指示(緊急)の発令体制の確保</p> <p>⑦ (略)</p> </div> <p>【解説】</p> <p>津波による人的被害を軽減するためには、特に、津波警報等の伝達や避難指示(緊急)の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要です。</p> <p>こうしたことから、勤務時間外に津波警報等が発表された場合、あるいは強い揺れを観測した場合の職員の参集規程を定め、津波警報等が解除されるまでの間、津波の実況や被害状況の把握等ができる体制を整える必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>津波警報等を住民等に伝達することは市町の責務であり、各市町においては、こうした津波警報等の伝達、避難指示(緊急)の発令、津波の実況把握等の応急対応が、勤務時間外においても迅速に実施できる体制を確保しておく必要があります。</p> <p>(略)</p>	<p>3.5 初動体制の確立</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■勤務時間外に津波警報等が発表された場合、あるいは強い地震_____を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制について定める。</p> <p>■職員参集体制</p> <p>①から③ (略)</p> <p>④強い地震(震度4以上)を観測した場合</p> <p>■情報受信・伝達体制等</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥避難勧告(指示)の発令体制の確保</p> <p>⑦ (略)</p> </div> <p>【解説】</p> <p>津波による人的被害を軽減するためには、特に、津波警報等の伝達や避難指示等の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要です。</p> <p>こうしたことから、勤務時間外に津波警報等が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の参集規程を定め、津波警報等が解除されるまでの間、津波の実況や被害状況の把握等ができる体制を整える必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>津波警報等を住民等に伝達することは市町長の責務であり、各市町においては、こうした津波警報等の伝達、避難指示等の発令、津波の実況把握等の応急対応が、勤務時間外においても迅速に実施できる体制を確保しておく必要があります。</p> <p>(略)</p>
52	<p>3.6 避難誘導等に従事する者の安全の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■避難広報や水門・陸閘等の閉鎖、避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について定める。</p> <p>■津波到達予想時間が短い場合など退避を優先する必要がある場合には、消防職団員、警察官、市町職員、民生委員等、避難誘導等に従事する者の安全を確保するため、消防職団員等も住民と一緒に避難することを徹底する。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>(略)</p> <p>津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した誘導者等の退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を整えるなどについて定める必要があります。</p> <p>緊急時の水門・陸閘等の操作態勢については、消防職団員や警察官などの危険を回避するため、津波到達予想時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるとともに、津波が短時間で到達する地域では、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化も含めた管理・運営体制の検討に努める必要があります。</p>	<p>3.6 避難誘導等に従事する者の安全の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■避難広報や水門・陸閘等の閉鎖、避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について定める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </div> <p>【解説】</p> <p>(略)</p> <p>津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した_____退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を整えるなどについて定める必要があります。</p> <p>緊急時の水門・陸閘等の操作態勢については、消防__団員や警察官などの危険を回避するため、津波到達予想時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるとともに、津波が短時間で到達する地域では、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化も含めた管理・運営体制の検討を行うことが望ましい。</p>

改正案P	修正後	現 行
52	<p>避難行動要支援者等の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時においては大きな問題であり、避難行動要支援者等自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する必要があります。</p>	<p>避難行動要支援者__の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時においては大きな問題であり、避難行動要支援者__自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する必要があります。</p>
54	<p>3.7 津波情報等の収集・伝達</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3.7.1 津波情報等の収集</p> <p>3.7.2 津波情報等の伝達</p> <p>3.7.3 情報伝達手段の整備</p> </div> <p>3.7.1 津波情報等の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ (略) ■ (略) ■津波警報等が発表された場合、あるいは地震による強い揺れを感じた場合等には、避難指示(緊急)を発令し、国、都道府県等による津波観測機器による観測情報、高台等の安全な場所からの目視での実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。 <p>【解説】</p> <p>市町が津波発生を察知・予測する場合、近地地震の場合は、過去の既往津波の発生等の経験から、地震発生に伴う地震動の大きさ等により判断することも期待されますが、現実的には地震動等を感じた直後に津波の発生の有無を判断し、避難指示(緊急)を発令することは非常に困難なことが予想されます。</p> <p>したがって、日頃から住民等に対する心得として「強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する」ことを周知徹底することが大切です。</p> <p>避難指示(緊急)の発令は、津波警報等の通知を受けた場合等が基本となります。津波の実況の情報を収集し伝達することは、避難先から更に安全な高台や指定避難所などへ避難するなど、住民に対する適切な避難誘導に役立つことが期待されるほか、救助・救出活動等の災害応急対策実施又は避難の判断の基礎にもなります。</p> <p>(略)</p> <p>また、我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。市町は、津波警報等が発表される前に津波の可能性のあることを認識した場合の伝達内容や方法を検討する必要があります。特に夜間・早朝に津波警報等の発表が見込まれる場合には、住民に対する事前の注意喚起は大切です。</p>	<p>3.7 津波情報等の収集・伝達</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3.7.1 津波情報等の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ (略) ■ (略) ■津波警報等が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、_____国、都道府県等による津波観測機器による観測情報、高台等の安全な場所からの目視での実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。 <p>【解説】</p> <p>市町が津波発生を察知・予測する場合、近地地震の場合は、過去の既往津波の発生等の経験から、地震発生に伴う地震動の大きさ等により判断することも期待されますが、現実的には地震動等を感じた直後に津波の発生の有無を判断し、避難指示等を発令することは非常に困難なことが予想されます。</p> <p>したがって、日頃から住民等に対する心得として「強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する」ことを周知徹底することが大切です。</p> <p>避難指示等の発令は、津波警報等の通知を受けた場合等が基本となります。津波の実況の情報を収集し伝達することは、避難先から更に安全な高台や指定避難所などへ避難するなど、住民に対する適切な避難誘導に役立つことが期待されるほか、救助・救出活動等の災害応急対策実施又は避難の判断の基礎にもなります。</p> <p>(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
55	<p>3.7.2 津波情報等の伝達</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■津波警報等、津波情報、避難指示・勧告等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統(伝達先、伝達手順、伝達経路等)及び伝達方法(伝達手段、伝達要領等)を定める。 </div> <p>【解説】</p> <p>市町は、津波警報等の通知を受けたとき、あるいは知ったときは、災害対策基本法第56条に基づき、地域防災計画の定めるところにより、住民等に対して伝達しなければなりません。</p>	<p>3.7.2 津波情報等の伝達</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■津波警報等、津波情報、避難指示・勧告等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統(伝達先、伝達手順、伝達経路等)及び伝達方法(伝達手段、伝達経路等)を定める。 </div> <p>【解説】</p> <p>市町は、津波警報等の通知を受けたとき、あるいは知ったときは、災害法第56条に基づき、地域防災計画の定めるところにより、住民等に対して伝達しなければなりません。</p>

改正案P	修正後	現 行
55	<p>したがって、市町は、津波警報等の発表の時期、その内容、<u>伝達先、伝達手順、伝達経路等を津波避難計画書に記載し、迅速かつ確かな情報収集・伝達方法等を確保しておく必要があります。</u></p> <p>(略)</p> <p>津波警報等や<u>避難指示(緊急)</u>の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するための伝達系統及び伝達方法を定めるにあたっては、次の点に留意する必要があります。</p>	<p>したがって、市町は、津波警報等の発表の時期、その内容、<u>伝達手段・経路、伝達先等を津波避難計画書に記載し、迅速かつ確かな情報収集・伝達方法等を確保しておく必要があります。</u></p> <p>(略)</p> <p>津波警報等や<u>避難指示等</u>の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するための伝達系統及び伝達方法を定めるにあたっては、次の点に留意する必要があります。</p>
	<p><情報伝達にあたって留意するポイント></p> <p>何を知らせるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の発表、津波襲来の危険、<u>避難指示(緊急)</u>津波到達予想地域、津波到達予想時刻、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について<u>あらかじめ想定し、雛形を作成</u> <p>(略)</p> <p>いつ、どのタイミングで知らせるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震直後(自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、<u>避難指示(緊急)</u>等) ・(略) ・津波終息後(津波警報等の解除、<u>避難指示(緊急)</u>の解除等) 	<p><情報伝達にあたって留意するポイント></p> <p>何を知らせるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の発表、津波襲来の危険、<u>避難指示・勧告</u>、津波到達予想地域、津波到達予想時刻、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について、<u>あらかじめ想定し、雛形を作成</u> <p>(略)</p> <p>いつ、どのタイミングで知らせるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震直後(自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、<u>避難指示・勧告等</u>) ・(略) ・津波終息後(津波警報等の解除、<u>避難指示・勧告</u>の解除等)
	<p>(注)：「避難促進施設」とは、津波浸水想定区域内にあり、避難に時間を要する者が存在するため、早めに避難を促す必要がある施設で、<u>市町村地域防災計画の中に名称、所在地が定められたものをいいます。</u>社会福祉施設には保育所が含まれ、学校には幼稚園が含まれます。</p>	<p>(注)：「避難促進施設」とは、津波浸水想定区域内にあり、避難に時間を要する者が存在するため、早めに避難を促す必要がある施設をいう。社会福祉施設には保育所が含まれ、学校には幼稚園が含まれる。</p>
56	<p>どのような手段で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同報無線、半鐘、サイレン、電光掲示板、テレビ、ラジオ、電話・FAX、登録制メール、緊急速報メール(<u>エリアメール</u>)、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット、<u>衛星放送等</u> ・情報の受け手の立場に立った伝達手段(特に津波避難における避難行動要支援者等) 	<p>どのような手段で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同報無線、半鐘、サイレン、電光掲示板、テレビ、ラジオ、電話・FAX、登録制メール、緊急速報メール、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット、<u>_____等</u> ・情報の受け手の立場に立った伝達手段(特に津波避難における避難行動要支援者<u>_____</u>)
	<p>夜間、休日等の勤務時間外においても、迅速かつ正確な情報伝達を実施できるように、情報を発信する側(市町)の体制を具体的に、詳細に初動体制マニュアル等に記載するとともに、情報を受ける側についても具体的に氏名、役職等を把握しておくことが必要です。</p> <p>また、<u>住民等への情報伝達は、同報無線による手段が有効ですが、屋外拡声器の場合、風向き、豪雨等の気象条件により、あるいは屋内にいる者にとっては聞き取りにくい場合があることなどから、戸別受信機等の計画的整備を図るなどの検討が必要です。</u></p> <p>さらに、<u>同報無線だけでなく、緊急速報メール、コミュニティFM、アマチュア無線、有線放送等の既存の伝達媒体等を活用するなど、伝達手段の多様化を確保することも必要です。</u></p> <p>海水浴客、釣客、観光客、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の海岸付近にいる者に対しては、同報無線のみならず気象庁の予報警報標識規則(昭和51.11.16)に定めるサイレンや半鐘、各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立することが必要です。</p>	<p>夜間、休日等の勤務時間外においても、迅速かつ正確な情報伝達を実施できるように、情報を発信する側(市町)の体制を具体的に、詳細に初動体制マニュアル等に記載するとともに、情報を受ける側についても具体的に氏名、役職等を把握しておくこと<u>_____</u>。</p> <p><u>_____</u>住民等への情報伝達は、同報無線による手段が有効であるが、屋外拡声器の場合、風向き、豪雨等の気象条件により、あるいは屋内にいる者にとっては聞き取りにくい場合があることなどから、戸別受信機等の計画的整備を図るなどの検討が必要です。</p> <p>また、<u>同報無線だけでなく、緊急速報メール、コミュニティFM、アマチュア無線、有線放送等の既存の伝達媒体等を活用するなど、伝達手段の多様化を確保することも必要です。</u></p> <p>海水浴客、釣客、観光客、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の海岸付近にいる者に対しては、同報無線のみならず気象庁の予報警報標識規則(昭和51.11.15)に定めるサイレンや半鐘、各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立することが必要です。</p>

改正案P	修正後	現 行
56	<p>なお、サイレンや半鐘音により正確に情報を伝達するには、それぞれの音の相違を周知し、避難者が正確に聞き分けることができる必要がありますが、地震発生の緊急時において、避難者が冷静に聞き分けることには困難が予想されます。</p> <p>(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3.6 避難誘導等に従事する者の安全の確保へ移動)</p>	<p>なお、サイレンや半鐘音により正確に情報を伝達するには、それぞれの音の相違を周知し、避難者が正確に聞き分けることができる必要がありますが、地震発生の緊急時において、避難者が冷静に聞き分けることには困難が予想さ ます。</p> <p>(略)</p> <p><u>消防職団員、警察官、市町職員、民生委員等、避難誘導等に従事する者の安全を確保するため、津波到達予想時間が短い場合など退避を優先する必要がある場合には、消防団員等も住民と一緒に避難する。</u></p> <p>※避難誘導等に従事する者の安全の確保については、3.6を参照</p>
57	<p>【参考】避難指示（緊急）の伝達文の例（津波）</p> <p>1)避難指示（緊急）の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）</p> <p>■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。</p> <p>■こちらは、〇〇市です。</p> <p>■大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。</p> <p>■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</p> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効です。</p> <p>2)避難指示（緊急）の伝達文の例（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）</p> <p>■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。</p> <p>■こちらは、〇〇市です。</p> <p>■強い揺れの地震がありました。</p> <p>■津波が発生する可能性があるため、〇〇地域に避難指示を発令しました。</p> <p>■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</p> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効です。</p> <p>3)避難指示（緊急）の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）</p> <p>■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。</p> <p>■こちらは、〇〇市です。</p> <p>■津波注意報が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。</p> <p>■海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。</p> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効です。</p> <p>参考) 避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編） (H29.1 内閣府)</p>	
58	<p>【参考】気象庁予報警報標識規則（昭和 51.11.16）抜粋（平成 25 年 8 月 26 日一部改正）</p> <p>(津波注意報標識)</p> <p>第三条 津波注意報標識は、別表第一のとおりとする。</p> <p>(津波警報標識及び大津波警報標識)</p> <p>第四条 津波警報標識及び大津波警報標識は、別表第二のとおり</p>	<p>【参考】気象庁予報警報標識規則（昭和 51.11.16）抜粋</p> <p>第五章 津波注意報標識及び津波警報標識</p> <p>第 8 条 (津波注意報標識)</p> <p>津波注意報標識は、別表第 5 のとおりとする。</p> <p>第 9 条 (津波警報標識)</p> <p>津波警報標識は、別表第 6 のとおりとする。</p>

改正案P	修正後	現 行
58	<p>とする。</p> <p>別表第1（第3条関係）津波注意報標識 津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識</p> <p>別表第2（第4条関係）津波警報標識及び大津波警報標識</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>別表第5（第8条関係）津波注意報標識 津波注意報及び津波警報解除標識</p> <p>別表第6（第9条関係）津波警報標識</p> <p>参考）津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 参考資料 (H25.3 消防庁) http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/houkokusho/p02.pdf</p>
59	<p>【参考】津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル等で定めるべき事項（消防庁）</p> <p>4 退避ルールと情報伝達手段</p> <p>① 退避ルール</p> <p>○ 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ退避するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避する。</p>	<p>【参考】津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル等で定めるべき事項（消防庁）</p> <p>4 退避ルールと情報伝達手段</p> <p>① 退避ルール</p> <p>○ 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手___までは、原則として退避を優先する。活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ退避するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避する。</p>
60	<p>3.7.3 情報伝達手段の整備</p> <hr/> <hr/> <p>1) 情報伝達手段の整備のあり方</p> <p>住民への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、各市町において、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築します。</p> <p>情報伝達手段を整備するにあたり、まずは、発災時にどういった業務を行うのか（災害対応、情報収集等を含む。）ということを整理し、それぞれの業務量を想定して、人員やシステムを配置していくことが重要<u>です</u>。</p> <p>2) 情報伝達手段の具体的な整備内容</p> <p>① システムの耐災害性の強化</p> <p>災害関連情報の伝達に係るシステムは基本的に災害時に活用されることを踏まえ、耐災害性（非常電源、耐震性、耐浸水性等）について配慮する必要がある<u>あります</u>。</p> <p>また、システムの統合を進めるに当たり、統合システム化により、広範囲への誤送信や、故障発生により情報伝達に支障が生じる等のリスクが高まるため、一度にすべての運用に支障が生じないようなシステムの整備、バックアップ体制の確立等が重要<u>となります</u>。</p> <p>② 緊急速報メール（エリアメール）の活用</p> <p>特定の地域に存する者（居住者、一時滞在者及び通過交通）に対し、幅広く情報を伝達するためには、緊急速報メールが効果的<u>です</u>。特に、複数の携帯電話キャリアの当該仕組みを活用することにより、より確実に災害関連情報を伝達することが可能<u>となります</u>。このため、緊急速報メールを災害関連情報の伝達手段として積極的に活用することが重要<u>です</u>。</p>	<p>3.7.3 情報伝達手段の整備</p> <p>「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」報告書（H24.12 消防庁）より抜粋</p> <p>1) 情報伝達手段の整備のあり方</p> <p>住民への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、各市町において、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築<u>する</u>。</p> <p>情報伝達手段を整備するにあたり、まずは、発災時にどういった業務を行うのか（災害対応、情報収集等を含む。）ということを整理し、それぞれの業務量を想定して、人員やシステムを配置していくことが重要<u>である</u>。</p> <p>2) 情報伝達手段の具体的な整備内容</p> <p>① システムの耐災害性の強化</p> <p>災害関連情報の伝達に係るシステムは基本的に災害時に活用されることを踏まえ、耐災害性（非常電源、耐震性、耐浸水性等）について配慮する必要がある<u>ある</u>。</p> <p>また、システムの統合を進めるに当たり、統合システム化により、広範囲への誤送信や、故障発生により情報伝達に支障が生じる等のリスクが高まるため、一度にすべての運用に支障が生じないようなシステムの整備、バックアップ体制の確立等が重要<u>となる</u>。</p> <p>② 緊急速報メールの活用</p> <p>特定の地域に存する者（居住者、一時滞在者及び通過交通）に対し、幅広く情報を伝達するためには、緊急速報メールが効果的<u>である</u>。特に、複数の携帯電話キャリアの当該仕組みを活用することにより、より確実に災害関連情報を伝達することが可能<u>となる</u>。このため、緊急速報メールを災害関連情報の伝達手段として積極的に活用することが重要<u>である</u>。</p>

改正案P	修正後	現 行
60	<p>なお、緊急速報メールに関しては、字数制限があるため、あらかじめ定型文を作成する等、送信する文字情報の分量について配慮する必要があります。また、メール本文にwebリンクや電話番号等を入れて配信できない等、利用規約上の制約があることに留意が必要です。</p> <p>③ 同報系システムの効果的な組み合わせ</p> <p>地域の実情を踏まえ、よりきめ細かで、確実な情報伝達を行うには、市町防災行政無線（同報系）などの同報系システム（注）を効果的に組み合わせることが重要<u>です</u>。ただし、市町防災行政無線（同報系）以外の同報系システムについては、必ずしも防災専用のシステムでないものもあるため、耐災害性に特に留意する必要がある<u>です</u>。</p> <p>（注）：同報系システムとは、不特定多数の住民に対して一斉に災害関連情報を伝達する手段のこと<u>です</u>。具体的には、市町防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、IP告知端末、登録制メール等を指して<u>います</u>。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>③ 同報系システムの効果的な組み合わせ</p> <p>地域の実情を踏まえ、よりきめ細かで、確実な情報伝達を行うには、市町防災行政無線（同報系）などの同報系システム（注）を効果的に組み合わせることが重要<u>である</u>。ただし、市町防災行政無線（同報系）以外の同報系システムについては、必ずしも防災専用のシステムでないものもあるため、耐災害性に特に留意する必要がある<u>ある</u>。</p> <p>（注）：同報系システムとは、不特定多数の住民に対して一斉に災害関連情報を伝達する手段のこと<u>_____</u>。具体的には、市町防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、IP告知端末、登録制メール等を指して<u>いる</u>。</p>
61	<p>④ Jアラートによる自動起動</p> <p>より一層迅速な住民への情報伝達を可能とするため、各市町においては、Jアラート（注）による自動起動が可能な、市町防災行政無線（同報系）その他の住民への情報伝達手段を一つ以上確保することが必要<u>です</u>。</p> <p>この際、緊急な災害関連情報を迅速に、かつ、できるだけ広く、さまざまな環境におかれている者に伝達するという観点からは、市町防災行政無線（同報系）に限らず、_____多様な情報伝達手段をJアラートによる自動起動の対象とすることが有効<u>です</u>。</p> <p>なお、Jアラートと市町防災行政無線（同報系）_____等の多様な情報伝達手段を連動させる場合、現場の市町職員の事務負担の軽減に配慮する必要があります<u>です</u>。</p> <p>このため、複数システムへのインターフェースを有する統合システムの整備が重要<u>です</u>。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>⑤ Lアラート（災害情報共有システム）の活用</p> <p>Lアラートは、各地方公共団体が活用することにより、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット（ポータルサイト）等、多様なメディアを通じて、住民がいつでも、どこにいても、情報を入手できる機会が増えるため、有効な情報伝達手段<u>です</u>。</p> <p>また、Jアラートにより配信されている情報を、Lアラートを通じた情報伝達において活用することも効果的であると<u>考えられます</u>。</p> <p>本県では、平成25年6月12日より「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」と連携し、Lアラートの運用を開始して<u>います</u>。</p>	<p>④ Jアラートによる自動起動</p> <p>より一層迅速な住民への情報伝達を可能とするため、各市町においては、Jアラート（注）による自動起動が可能な、市町防災行政無線（同報系）その他の住民への情報伝達手段を一つ以上確保することが必要<u>である</u>。</p> <p>この際、緊急な災害関連情報を迅速に、かつ、できるだけ広く、さまざまな環境におかれている者に伝達するという観点からは、市町防災行政無線（同報系）に限らず、<u>緊急速報メール等の多様な_____手段をJアラートによる自動起動の対象とすることが有効<u>である</u></u>。</p> <p>なお、Jアラートと市町防災行政無線（同報系）、<u>緊急速報メール等の多様な_____手段を連動させる場合、現場の市町職員の事務負担の軽減に配慮する必要がある<u>ある</u></u>。</p> <p>このため、複数システムへのインターフェースを有する統合システムの整備が重要<u>である</u>。</p> <p>また、緊急速報メールに関しては、字数制限があるため、あらかじめ定型文を作成する等、送信する文字情報の分量について配慮する必要がある<u>ある</u>。更に、緊急速報メールに対応していない機種が、過渡期である現時点ではまだ多く存在し、各市町が全国一斉に自動起動された場合に遅延が生じる等の課題もあり、これらの点につき、消防庁において先進団体の事例を紹介するなど、地方公共団体に情報提供を行うことが望まれる<u>ある</u>。</p> <p>⑤ <u>公共情報コモンズの活用</u></p> <p>公共情報コモンズは、各地方公共団体が活用することにより、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット（ポータルサイト）等、多様なメディアを通じて、住民がいつでも、どこにいても、情報を入手できる機会が増えるため、有効な情報伝達手段<u>である</u>。</p> <p>また、Jアラートにより配信されている情報を、<u>公共情報コモンズ</u>を通じた情報伝達において活用することも効果的であると<u>考えられる</u>。</p> <p>本県では、平成25年6月12日より「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」と連携し、<u>公共情報コモンズ</u>の運用を開始して<u>いる</u>。</p>

改正案P	修正後	現行
61	<p>(注)：全国瞬時警報システム（J アラート）とは、弾道ミサイル情報、大津波警報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。</p>	<p>(注)：全国瞬時警報システム（J アラート）とは、弾道ミサイル情報、大津波警報、<u>緊急地震速報</u>等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム_____。</p>
62	<p>3) 情報伝達手段の整備に際し留意すべき事項</p> <p>① 各情報伝達手段の特徴を踏まえた総合的なシステムの整備 各市町<u>の主要な情報伝達手段は、防災行政無線（同報系）になっています。</u>しかし、市町が<u>防災行政無線（同報系）</u>を各市町の隅々まで整備をすることは財政的な負担が大きく、それ以外の情報伝達手法の特徴を踏まえつつ、地域の実情に応じ、それらを総合的に活用した情報提供システムを構築することが必要<u>です。</u>このため、次の事項を考慮することが求められます。</p> <p>ア 以下の「多様な情報伝達手段の特徴」に示すように、情報の受け手、災害の種別（地震、津波、風水害等）、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なって<u>きます。</u>各市町における情報の受け手の属性・状況等（避難行動要支援者等の状況等を含む。）及び各情報伝達手段の伝達範囲（面的なものも含む。）等の特性を考慮し整備する必要がある<u>あります。</u></p> <p>また、いずれの手段も万全なものではなく、長所及び短所があるとともに、地震や津波等の災害の外力により、機能が毀損する可能性が<u>あります。</u></p> <p>そのため、できるだけ多くの住民に災害関連情報を伝達する観点から、それぞれの手段の特徴を踏まえ、できるだけ複数の手段を組み合わせ、地域の実情に応じた総合的な情報伝達手段を整備することが必要<u>です。</u></p>	<p>3) 情報伝達手段の整備に際し留意すべき事項</p> <p>① 各情報伝達手段の特徴を踏まえた総合的なシステムの整備 各市町において、<u>多様な情報伝達手段の整備を図るに当たり、これまで市町防災行政無線（同報系）が主な手段となってきた。</u>しかし、市町<u>防災行政無線（同報系）</u>を各市町の隅々まで整備をすることは財政的な負担が大きく、それ以外の情報伝達手法の特徴を踏まえつつ、地域の実情に応じ、それらを総合的に活用した情報提供システムを構築することが必要<u>である。</u>この際、次の事項を考慮することが求められる。</p> <p>ア 以下の「多様な情報伝達手段の特徴」に示すように、情報の受け手、災害の種別（地震、津波、風水害等）、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なって<u>くる。</u>各市町における情報の受け手の属性・状況等（避難行動要支援者の状況等を含む。）及び各情報伝達手段の伝達範囲（面的なものも含む。）等の特性を考慮し整備する必要がある<u>ある。</u></p> <p>また、いずれの手段も万全なものではなく、長所及び短所があるとともに、地震や津波等の災害の外力により、機能が毀損する可能性が<u>ある。</u></p> <p>そのため、できるだけ多くの住民に災害関連情報を伝達する観点から、それぞれの手段の特徴を踏まえ、できるだけ複数の手段を組み合わせ、地域の実情に応じた総合的な情報伝達手段を整備することが必要<u>である。</u></p>
63	<p>イ 例えば、聴覚障害者には文字情報で、外国人には外国語もしくはやさしい日本語で情報伝達を行うといった方法で、受け手の属性を踏まえながら情報伝達手段を整備することが必要<u>です。</u></p> <p>ウ 地域における総合的な情報提供システムを構築するに当たっては、テレビ・ラジオやワンセグ等、地方公共団体以外の主体による住民への情報伝達と、地方公共団体による情報伝達とを組み合わせ、情報伝達手段の多重化・多様化を図るため、民間事業者やメディアと連携することが重要<u>です。</u></p> <p>エ 緊急警報放送については、夜間に津波が発生した場合等において、特に有効な情報伝達手段の一つと考えられ、また、防災基本計画においても、「国は放送事業者と連携して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。」と位置づけられているところ<u>です。</u>これらを踏まえ、緊急警報放送及び同放送を受けて自動起動するテレビ、ラジオの普及に資するよう、住民への広報を行う必要が<u>あります。</u></p> <p>オ 各市町においては、地域の実情（人口、面積、地形、気候、昼夜間人口比率等）及び情報伝達手段の現状を調査・分析した上で、計画的に今後の整備手法を検討する必要が</p>	<p>イ 例えば、聴覚障害者には文字情報で、外国人には外国語もしくはやさしい日本語で情報伝達を行うといった方法で、受け手の属性を踏まえながら情報伝達手段を整備することが必要<u>である。</u></p> <p>ウ 地域における総合的な情報提供システムを構築するに当たっては、テレビ・ラジオやワンセグ等、地方公共団体以外の主体による住民への情報伝達と、地方公共団体による情報伝達とを組み合わせ、情報伝達手段の多重化・多様化を図るため、民間事業者やメディアと連携することが重要<u>である。</u></p> <p>エ 緊急警報放送については、夜間に津波が発生した場合等において、特に有効な情報伝達手段の一つと考えられ、また、防災基本計画においても、「国は放送事業者と連携して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。」と位置づけられているところ<u>である。</u>これらを踏まえ、緊急警報放送及び同放送を受けて自動起動するテレビ、ラジオの普及に資するよう、住民への広報を行う必要が<u>ある。</u></p> <p>オ 各市町においては、地域の実情（人口、面積、地形、気候、昼夜間人口比率等）及び情報伝達手段の現状を調査・分析した上で、計画的に今後の整備手法を検討する必要が</p>

改正案P	修正後	現 行
64	<p>あります（「多様な情報伝達に関する現状分析のイメージ」参照）。</p>	<p>ある（「多様な情報伝達に関する現状分析のイメージ」参照）。</p>
64	<p>カ 市町防災行政無線（同報系）以外の情報伝達手段については、必ずしも防災専用のシステムでないものもあるため、耐災害性に特に留意する必要がある<u>あります</u>。</p> <p>キ いずれの情報伝達手段も万全なものではなく、長所及び短所を有していることを踏まえ、情報伝達に関する実地的な運用面にも十分配慮する<u>必要があります</u>。</p> <p>② 災害の種類、時間経過による整理 災害の種類により、的確に情報伝達が行えるよう、各情報伝達手段の特性を把握しておく<u>必要があります</u>。また、災害に係る時間経過により伝達する情報内容が異なるため、災害に係る時間経過により情報内容を整理しておくことが必要<u>です</u>。</p> <p>③ 半鐘、広報車、消防団員等による広報 半鐘、広報車、消防団員等による広報も、情報伝達手段として活用することが<u>重要</u>です。そこで、市町防災行政無線（移動系）、消防救急無線、トランシーバー等で行政内部の情報交換を確実に行うとともに、自らの安全確保のためにも、津波警報等の情報を確実に消防団員に伝達できるような情報伝達体制の整備が必要<u>です</u>。また、指定避難所などでは、記録性を有する紙メディアを用いた情報伝達も有効<u>です</u>。</p> <p>④ 日頃からの住民への広報 災害時には、災害対応に多くの職員が必要となるため、住民からの問い合わせに対応できない状況となる可能性が<u>高</u>くなります。そのため、日頃から、「こういった情報はどこにあるのか」といった問い合わせに対応しやすいように情報の掲載箇所等を一覧表にして、住民に対して広報をしておくことが有効<u>です</u>。</p> <p>⑤ 技術の進歩への対応 近年の情報通信技術の進展は著しいことから、住民への災害情報伝達手段の整備を効果的かつ効率的に進めるためには、この動向を常に注視しつつ進めることが必要<u>です</u>。</p> <p>※「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」報告書（H24.12 消防庁）を参照。</p>	<p>カ 市町防災行政無線（同報系）以外の情報伝達手段については、必ずしも防災専用のシステムでないものもあるため、耐災害性に特に留意する必要がある<u>こと</u>。</p> <p>キ いずれの情報伝達手段も万全なものではなく、長所及び短所を有していることを踏まえ、情報伝達に関する実地的な運用面にも十分配慮する<u>こと</u>。</p> <p>② 災害の種類、時間経過による整理 災害の種類により、的確に情報伝達が行えるよう、各情報伝達手段の特性を把握しておく必要がある<u>こと</u>。また、災害に係る時間経過により伝達する情報内容が異なるため、災害に係る時間経過により情報内容を整理しておくことが必要<u>である</u>。</p> <p>③ 半鐘、広報車、消防団員等による広報 半鐘、広報車、消防団員等による広報も、情報伝達手段として活用することが<u>重要である</u>。そこで、市町防災行政無線（移動系）、消防救急無線、トランシーバー等で行政内部の情報交換を確実に行うとともに、自らの安全確保のためにも、津波警報等の情報を確実に消防団員に伝達できるような情報伝達体制の整備が必要<u>である</u>。また、指定避難所などでは、記録性を有する紙メディアを用いた情報伝達も有効<u>である</u>。</p> <p>④ 日頃からの住民への広報 災害時には、災害対応に多くの職員が必要となるため、住民からの問い合わせに対応できない状況となる可能性が<u>高</u>い。そのため、日頃から、「こういった情報はどこにあるのか」といった問い合わせに対応しやすいように情報の掲載箇所等を一覧表にして、住民に対して広報をしておくことが有効<u>である</u>。</p> <p>⑤ 技術の進歩への対応 近年の情報通信技術の進展は著しいことから、住民への災害情報伝達手段の整備を効果的かつ効率的に進めるためには、この動向を常に注視しつつ進めることが必要<u>である</u>。</p>
65	<p>3.8 避難<u> </u>指示（緊急）の発令</p> <p>■どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、次の場合には、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する。</p> <p>①法令の規定により津波警報等の通知（気象業務法第15条第2項）を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合</p> <p>②強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ<u>住民等の避難が必要と認める場合</u>（平成11年7月12日付け消防震第28号消防庁長官通知）</p>	<p>3.8 避難勧告・指示<u> </u>の発令</p> <p>■次の場合において、避難勧告又は避難指示を発令する基準を定める。</p> <p>①報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により津波警報等の通知（気象業務法第15条第2項）を受けた場合</p> <p>②強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ<u> </u>必要と認める場合（平成11年7月12日付け消防震第28号消防庁長官通知）</p>

改正案P	修 正 後	現 行
65	<p>③災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができなくなった地の市町村長が法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合（気象業務法施行令第10条）</p> <p>■避難指示（緊急）を発令する基準，発令時期，発令手順及び伝達系統・方法を定める。</p>	<p>③ _____ 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合（気象業務法施行令第10条）</p> <p>■避難勧告又は避難指示の発令時期及び発令手順を定める。</p> <p>■避難勧告又は避難指示の発令の伝達系統，伝達方法を定める。</p>
	<p>【解説】</p> <p>1) 発令基準</p> <p>① 市町村は，災害発生のおそれの高まりの程度に応じて，必要と認める地域の居住者，滞在者その他の者に対して避難指示（緊急），避難勧告，避難準備・高齢者等避難開始を発令する権限を有しています _____。</p> <p>しかしながら，津波は，30cm程度の高さであっても急で強い流れが生じることがあり，これに巻き込まれて流されれば，命を脅かされる可能性があることから，「必要と認める地域」に避難指示（緊急）のみを発令することとします。</p> <p>② 「必要と認める地域」とは「3.2 避難対象地域の指定」で指定する避難対象地域であり，津波警報等で発表される予想津波高に応じて指定された地域です。</p> <p>③ 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき，また，地震動（震度）は小さいが，大きな津波が発生するという，いわゆる「津波地震」 _____ に備えて，弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は，必要に応じて避難指示（緊急），を発令する必要があります。</p> <p>過去に，こうした津波地震による被害を受けたことのある地域にあっては，過去の地震動の大きさと津波発生の有無，その被害の大きさ等を調査，検討し，必要に応じて避難指示（緊急）を発令する際の発令基準を定めておくことが大切です。</p> <p>④ 避難指示（緊急）の解除については，当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報，津波警報，津波注意報が解除された段階を基本として，解除するものとします。</p> <p>浸水被害が発生した場合の解除については，当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され，かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として，解除するものとします。</p>	<p>【解説】</p> <p>1) 発令基準</p> <p>① 市町長は， _____ 必要と認める地域の居住者，滞在者その他の者に対して避難指示 _____ 避難勧告 _____ を発令する権限を有しています（災害対策基本法第60条）。市町長が避難指示，避難勧告を発令できるのは，災害が現に発生している場合のほか，避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき等が考えられます。</p> <p>避難指示とは，被害の危険が目前に切迫している場合に発令され，勧告よりも拘束力が強く居住者等を避難のために立退かせるためのものであり，避難勧告とは居住者等がその勧告を尊重することを期待して，避難のための立退きを勧め促す行為です。</p> <p>津波避難を考えた場合，「必要と認める地域」とは「3.2 避難対象地域の指定」で指定する避難対象地域であり，「避難の必要が予想される各種気象警報」とは，気象庁から発表される大津波警報・津波警報に該当します。</p> <p>この津波警報等が発表された場合，市町長は，災害対策基本法第56条に基づき，地域防災計画の定めるところにより関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければなりません。</p> <p>津波注意報が発表された場合においては，即座に避難対象地域の居住者等に避難勧告を発令する必要性は少ないと考えられるが，海の中や海岸付近は危険な状態となるため，海水浴客，釣り客，漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者に対して，津波注意報の発表を知らせるとともに，海岸付近から離れるように避難勧告を発令する必要があります。</p> <p>また，市町は，津波警報等の解除が発表されるまでは，原則として避難指示・勧告の解除を行うべきではありません。その間，津波情報に注視するとともに，国・都道府県等による津波観測機器，監視カメラに基づく情報，及び安全な高台等からの目視による津波の実況把握を行い，居住者等へ情報提供を行う体制を整えておく必要があります。</p> <p>② 強い地震（震度4以上）を感じたとき，また，地震動（震度）は小さいが，大きな津波が発生するという，いわゆる「津波地震」（「ヌルヌル地震」）に備えて，弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は，必要に応じて避難指示，避難勧告を発令する必要があります。</p> <p>過去に，こうした津波地震による被害を受けたことのある地域にあっては，過去の地震動の大きさと津波発生の有無，その被害の大きさ等を調査，検討し，必要に応じて避難指示，避難勧告を発令する際の判断の目安を立てておくことが大切です。</p> <p>③ 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合とは，災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができなくなった地の市町長が行う津波警報（気象業務法施行令第10条）があります。</p>

改正案P	修正後	現 行
65	<p>市町は、津波警報等が解除されるまでの間、津波情報に注視するとともに、国・都道府県等による津波観測機器、監視カメラに基づく情報、及び安全な高台等からの目視による津波の実況把握を行い、居住者等へ情報提供を行う体制を整えておく必要があります。</p>	
66	<p>2) 発令時期及び発令手順</p> <p>津波警報等を 認知又は受信した場合は、自動的にあるいは即座に津波警報等が発表された旨を居住者等に知らせ、避難対象地域に避難指示(緊急)を発令する必要があります。</p> <p>「津波注意報から津波警報・大津波警報への切り替え」または「津波警報から大津波警報への切り替え」の発表がなされた場合には、避難指示(緊急)の発令対象となっている範囲(必要と認める地域)を拡大し、居住者等に知らせる必要があります。</p> <p>近地津波の場合、避難指示(緊急)の発令の遅れは、人的被害の拡大に直結します。</p> <p>各市町においては、特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示(緊急)の発令の手続きや発令時期を再検討し、津波警報等発表後速やかに避難対象地域に避難指示(緊急)を発令できるような体制整備を図る必要があります。</p> <p>避難指示(緊急)の解除は、津波警報等の解除に基づき行うことを原則とします。</p> <p>ただし、津波警報等の切り替え(例えば、大津波警報から津波警報への切り替え、津波警報から津波注意報への切り替え)に基づき、避難指示(緊急)の発令対象となっている範囲(地域)を縮小する場合は、避難者とその情報を正確に把握でき、混乱なく的確な行動をとることができるように、情報伝達手段の整備等を図るとともに、日頃から、津波避難計画に定めた避難対象地域の範囲等について、十分周知徹底を図っておくことが非常に重要です。</p> <p>3) 伝達系統、伝達方法</p> <p>伝達系統(伝達先、伝達手順、伝達経路等)及び伝達方法(伝達手段、伝達要領等)については、「3.7 津波情報等の収集・伝達」により行う必要があります。</p> <p>また、津波警報等発表時の避難指示(緊急)の発令内容としては、「津波警報等の発表による津波の危険」、「速やかな避難」、「避難指示(緊急)の地域」等の内容を盛り込み、あらかじめ広報文案を作成しておく必要があります。</p> <p>4) 遠地地震の場合の避難勧告等</p> <p>我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討するものとします。</p>	<p>避難指示等の検討(例) (略)</p> <p>2) 発令時期及び発令手順</p> <p>少なくとも大津波警報及び津波警報が発表された場合は、その警報を認知又は受信した直後に自動的にあるいは即座に大津波警報・津波警報が発表された旨を居住者等に知らせ、避難指示又は勧告を発令する必要があります。</p> <p>近地津波の場合、避難指示等の発令の遅れは、人的被害の拡大に直結します。</p> <p>各市町においては、特に、勤務時間外に大津波警報・津波警報が発表された場合について、避難指示等の発令の手続きや時期を再検討し、大津波警報・津波警報発表後速やかに避難指示等を発令できるような体制整備を図る必要があります。</p> <p>避難指示等の解除は、大津波警報・津波警報の解除の発表に基づき行うことを原則とします。</p> <p>ただし、津波警報等の切り替え(例えば、大津波警報から津波警報への切り替え、津波警報から津波注意報への切り替え)に基づき、避難指示等の発令対象となっている範囲(地域)を縮小する場合は、避難者とその情報を正確に把握でき、混乱なく的確な行動をとることができるように、情報伝達手段の整備等を図るとともに、日頃から、津波避難計画に定めた避難対象地域の範囲等について、十分周知徹底を図っておくことが非常に重要です。</p> <p>3) 伝達系統、伝達方法</p> <p>伝達系統(伝達先、伝達手順、伝達経路等)及び伝達方法(伝達手段、伝達要領等)については、「3.7 津波情報等の収集・伝達」を参照のこと。</p> <p>また、大津波警報・津波警報発表時の避難指示等の発令内容としては、「大津波警報・津波警報の発表による津波の危険」、「速やかな避難」、「避難指示等の地域」等の内容を盛り込み、あらかじめ広報文案を作成しておく必要があります。</p>
67	<p>3) 伝達系統、伝達方法</p> <p>伝達系統(伝達先、伝達手順、伝達経路等)及び伝達方法(伝達手段、伝達要領等)については、「3.7 津波情報等の収集・伝達」を参照のこと。</p> <p>また、津波警報等発表時の避難指示(緊急)の発令内容としては、「津波警報等の発表による津波の危険」、「速やかな避難」、「避難指</p>	<p>3) 伝達系統、伝達方法</p> <p>伝達系統(伝達先、伝達手順、伝達経路等)及び伝達方法(伝達手段、伝達要領等)については、「3.7 津波情報等の収集・伝達」を参照のこと。</p> <p>また、大津波警報・津波警報発表時の避難指示等の発令内容としては、「大津波警報・津波警報の発表による津波の危険」、「速やかな</p>

改正案P	修正後	現行
67	<p>示(緊急)の地域」等の内容を盛り込み、あらかじめ広報文案を作成しておく必要があります。</p> <p>【参考】中央防災会議防災対策推進検討会議「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 避難勧告・指示等が解除される前に住民等が自主的に判断し<u>浸水想定区域</u>に戻ることが無いよう周知・徹底するとともに、避難勧告・指示等の情報が避難場所に確実に伝わるようにする必要があります。</p>	<p>避難」,「避難指示等の地域」等の内容を盛り込み、あらかじめ広報文案を作成しておく必要があります。</p> <p>【参考】中央防災会議防災対策推進検討会議「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 避難勧告・指示等が解除される前に住民等が自主的に判断し<u>推進想定区域</u>に戻ることが無いよう周知・徹底するとともに、避難勧告・指示等の情報が避難場所に確実に伝わるようにする必要があります。</p>
68	<p>3.9 平常時の津波防災教育・啓発</p> <p>【解説】</p> <p>津波防災教育・啓発において最も大切なことは、沿岸住民のみならず、<u>海に面していない市町村民</u>に対しても自らの命は自らが守るという観点に立って、強い揺れや弱くても長い<u>時間ゆっくりとした揺れ</u>があった場合には津波の発生を想起し、<u>津波警報等の</u>情報を待たずに自らできうる限り迅速に高い場所への避難を開始し、率先して避難行動を取ることを徹底させることです。</p> <p>また、地震による揺れを感じにくい場合には、津波警報等による避難行動の喚起が重要であり、大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難することも併せて徹底するとともに、標高の低い場所や沿岸部にいる場合、海水浴等により海岸保全施設等よりも海側にいる人など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要があることを周知する必要があります。</p> <p>さらに、地震発生直後は、積極的に津波情報を聞くようにすることについて日頃から周知<u>しておく</u>必要があります。</p> <p>津波災害時においては、住民が率先避難することが基本と<u>なります</u>。また、消防職団員等の避難誘導等に従事する者の安全確保も<u>重要であり</u>、避難のリーダーとして住民と一緒に率先避難することが<u>重要であるため</u>、事前に住民と話し合って理解を求めておく必要があります。</p> <p>※「3.6 避難誘導等に従事する者の安全確保について」を参照。 (略)</p>	<p>3.9 平常時の津波防災教育・啓発</p> <p>【解説】</p> <p>津波防災教育・啓発において最も大切なことは、沿岸住民のみならず、<u>海を持たない市町村民</u>に対しても自らの命は自らが守るという観点に立って、強い揺れや弱くても長い_____揺れがあった場合には津波の発生を想起し、<u>大津波警報・津波警報の</u>情報を待たずに自らできうる限り迅速に高い場所への避難を開始し、率先して避難行動を取ることを徹底させることです。</p> <p>また、地震による揺れを感じにくい場合には、大津波警報・津波警報による避難行動の喚起が重要であり、大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難することも併せて徹底するとともに、標高の低い場所や沿岸部にいる場合、海水浴等により海岸保全施設等よりも海側にいる人など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要があることも_____周知する必要があります。</p> <p>また、地震発生直後は、積極的に津波情報を聞くようにすることについて日頃から周知<u>する</u>必要があります。</p> <p>津波災害時においては、住民が率先避難することが基本で<u>あり</u>、消防__団員等の避難誘導等に従事する者の安全確保も____<u>避難のリーダーとして住民と一緒に率先避難することが望ましい</u>。そのことについては事前に住民と話し合って理解を求めておく必要があります。 ※「3.6 避難誘導等に従事する者の安全確保について」を参照。 (略)</p>
	<p><津波に対する心得></p> <p>○ (略)</p> <p>○強い<u>揺れ</u>を感じたとき又は<u>弱くても長い時間ゆっくりとした</u>揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する</p> <p>○地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・<u>津波注意報</u>が発表されたときは、速やかに避難する</p> <p>○ (略)</p> <p>○海水浴や釣り等で<u>海岸保全施設等よりも海側</u>にいる人は、津波注意報でも避難する</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○<u>津波は河川を遡上することがあるので、河川に近づかない。</u></p>	<p><津波に対する心得></p> <p>○ (略)</p> <p>○強い<u>地震</u>を感じたとき又は<u>弱い地震であつても長い__間ゆっ</u>くりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する</p> <p>○地震を感じなくても、大津波警報・津波警報_____が発表されたときは、速やかに避難する</p> <p>○ (略)</p> <p>○海水浴や釣り等<u>により海岸保全施設等より__海側</u>にいる人は、津波注意報でも避難する</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○_____</p>
69	<p>1) 津波防災教育・啓発の手段, 方法</p> <p>①広報媒体の活用・・・テキストやマニュアルの配布, 広報誌, パンフレット, 新聞広告等及びインターネット(ホームページ, メール, ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等),</p>	<p>1) 津波防災教育・啓発の手段, 方法</p> <p>①広報媒体の活用・・・テキストやマニュアルの配布, 広報誌, パンフレット, 新聞広告等及びインターネット(ホームページ, メール, ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等),</p>

改正案P	修正後	現 行
69	<p>テレビ・ラジオ局，CATV局の番組，ビデオ・フィルムの製作・貸出，文字放送等</p> <p>②日常生活の中での情報掲示・・・過去_____や今後予想される津波による浸水域や浸水高，指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置や方向</p> <p>2) 津波防災教育・啓発の内容</p> <p>① (略)</p> <p>②_____身を守る行動・・・避難行動に関する知識，災害時にとるべき行動（地震発生時及び緊急地震速報，大津波警報・津波警報・津波注意報，津波情報等を見聞きしたとき）等</p> <p>③ (略)</p> <p>④津波避難計画・・・大津波警報・津波警報・津波注意報，津波情報の伝達，避難指示（緊急）の発令，緊急避難場所，避難路等</p> <p>⑤津波ハザードマップ・・・「地図面」：津波浸水想定区域，避難対象地域，緊急避難場所等，「情報・学習面」：災害発生時・避難時にとるべき行動，留意事項等の情報等（注）</p> <p>⑥日頃の備えの重要性・・・訓練参加，所在地（家庭・学校，勤務先等）ごとの指定緊急避難場所の確認，家庭内で家族の安否確認方法を共有，建物の耐震化，家具の耐震固定等</p> <p>（注）ハザードマップを活用した防災教育の具体的な内容については，「津波・高潮ハザードマップマニュアル」（H16.3 内閣府ほか），「水害ハザードマップ作成の手引き」（H28.4 国土交通省）を参照。</p>	<p>テレビ・ラジオ局，CATV局の番組，ビデオ・フィルムの政策・貸出，文字放送等</p> <p>②日常生活の中での情報掲示・・・過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高，指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置や方向</p> <p>2) 津波防災教育・啓発の内容</p> <p>① (略)</p> <p>②とるべき身を守る行動・・・地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたとき，避難行動に関する知識，災害時にとるべき行動等</p> <p>③ (略)</p> <p>④災害危険性に関する情報・・・地域における避難対象地域，孤立する可能性のある地域内集落，ハザードマップ（津波浸水想定区域，指定緊急避難場所等），津波避難計画等</p> <p>⑤日頃の備えの重要性・・・訓練参加，所在地（家庭・学校，勤務先等）ごとの指定緊急避難場所の確認，家庭内で家族の安否確認方法を共有，建物の耐震化，家具の耐震固定等</p>
70	<p>3) 津波防災教育・啓発の場等</p> <p>(略)</p> <p>毎年，5月の「みやぎ津波防災月間」，6月12日の「みやぎ県民防災の日」，9月1日の「防災の日」，8月30日から9月5日までの「防災週間」，11月5日の「津波防災の日」には，津波対策の重要性を発信する機会として，津波防災に関する普及・啓発活動や地震・津波防災訓練の実施などの取り組みを行うことが必要です。</p> <p>【参考】ホームページ・映像</p> <p>(略)</p> <p>■津波避難にかかる啓発映像</p> <p>「あなたの街からはじめよう！～地域で取り組む津波避難対策～」(消防庁)</p>	<p>3) 津波防災教育・啓発の場等</p> <p>(略)</p> <p>(文末) _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>【参考】ホームページ・DVD</p> <p>(略)</p> <p>■津波避難に係る啓発DVD</p> <p>「あなたの街からはじめよう！～地域で取り組む津波避難対策～」(消防庁)</p>
71	<p>3.10 避難訓練</p> <p>■津波避難訓練の実施にあたっては，地域の実情に応じた訓練体制，内容等を検討_____し，訓練によって津波避難計画等の実効性を検証する。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 避難訓練の実施体制，参加者</p> <p>① (略)</p> <p>② 参加者</p> <p>住民のみならず，観光客，釣り客，海水浴客等の外来者，漁業・港湾関係者，海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに，避難行動要支援者等や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討する。</p> <p>2) 訓練の内容等</p> <p>津波被害が発生する地震を想定し，震源，津波の高さ，津波到達予想時刻，津波の継続時間等を想定し，想定津波の発生から終息</p>	<p>3.10 避難訓練</p> <p>■津波避難訓練の実施にあたっては，地域の実情に応じた訓練体制，内容等を検討することとし，訓練によって津波避難計画等の実効性を検証する。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 避難訓練の実施体制，参加者</p> <p>① (略)</p> <p>② 参加者</p> <p>住民のみならず，観光客，釣り客，海水浴客等の外来者，漁業・港湾関係者，海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに，避難行動要支援者等や観光客__の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討する。</p> <p>2) 訓練の内容等</p> <p>津波被害が発生する地震を想定し，震源，津波の高さ，津波到達予想時刻，津波の継続時間等を想定し，想定津波の発生から終息</p>

改正案P	修正後	現 行
71	<p>までの時間経過に沿った訓練内容を設定<u>し</u>ます。その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>訓練の第一の目標は、実際に避難を行い避難ルートを確認したり、情報機器類や津波防災施設の操作方法を習熟すること等ですが、想定されたとおりの避難対策が実現可能か否かを検証する場でもあります。訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り次の訓練につなげるとともに、各地域における津波避難計画に反映していくことが大切です。一方で、参加しやすい日時を設定することや、多世代の参加が期待できる学校と地域が連携した訓練を計画すること、準備段階から住民も参加する等、住民の積極的な訓練参加を促す工夫等も大切です。</p>	<p>までの時間経過に沿った訓練内容を設定<u>す</u>る。その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>訓練の第一の目標は、実際に避難を行い避難ルートを確認したり、情報機器類や津波防災施設の操作方法を習熟すること等ですが、想定されたとおりの避難対策が実現可能か否かを検証する場でもあります。訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り次の訓練につなげるとともに、各地域における津波避難計画に反映していくことが大切です。一方で、参加しやすい日時を設定する____多世代の参加が期待できる学校と地域が連携した訓練を計画することや、準備段階から住民も参加する等、住民の積極的な訓練参加を促す工夫等も大切です。</p>
72	<p><考えられる訓練内容></p> <p>1 津波警報等、津波情報等の収集、伝達</p> <p>初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、情報機器類等の操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証<u>し</u>ます。</p> <p>2 津波避難訓練</p> <p>避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握して<u>お</u>きます。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限り<u>ま</u>せん。場合によっては私有地等に避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要が<u>あ</u>ります。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要<u>で</u>す。なお、実際の指定緊急避難場所への訓練が望ましい<u>で</u>すが、事情により実際とは異なる場所への避難訓練を行う場合には、本来の指定緊急避難場所の周知を十分に行う必要が<u>あ</u>ります。また、海岸近くにある避難場所は津波災害の場合には被災することが考えられるため、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が<u>あ</u>ります。</p> <p>自動車を利用して避難せざるを得ない場合も想定するのであれば、実際に自動車による避難訓練を実施し、渋滞箇所や危険性等について確認・検証することも必要<u>で</u>す。</p> <p>3 津波防災施設（水門、閘門、陸閘等）操作訓練</p> <p>①誰が、いつ、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。 ②津波到達予想時間内に操作完了が可能か。③地震動等により操作不能となった場合の対応は<u>ど</u>うするのか。などの現実^に起こり得る想定の中で訓練を実施<u>し</u>ます。その場合、津波到達予想時間が短い場合には、避難を優先することなど、操作者の安全確保に特に留意する必要が<u>あ</u>ります。</p> <p>4 監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟、高台等の安全地域からの目視、監視観測結果、災害応急対策への活用等について訓練を実施<u>し</u>ます。なお、東日本大震災では高さ40m程度まで津波が遡上したことなどから、目視による監視の危険性を十分に考慮する必要が<u>あ</u>ります。</p>	<p><考えられる訓練内容></p> <p>1 津波警報等、津波情報等の収集、伝達</p> <p>初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、____操作 方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証<u>す</u>る。</p> <p>2 津波避難訓練</p> <p>避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握して<u>お</u>く。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限ら<u>な</u>い。場合によっては私有地等に避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要が<u>あ</u>る。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要<u>で</u>ある。なお、実際の____緊急避難場所への訓練が望ましい____が、事情により実際とは異なる場所への避難訓練を行う場合には、本来の____緊急避難場所の周知を十分に行う必要が<u>あ</u>る。また、海岸近くにある避難場所が津波災害の場合には被災することが考えられるため、より安全な____緊急避難場所を目指す必要が<u>あ</u>る。</p> <p>自動車を利用して避難せざるを得ない場合も想定するのであれば、実際に自動車による避難訓練を実施し、渋滞箇所や危険性等について確認・検証することも必要<u>で</u>ある。</p> <p>3 津波防災施設____操作訓練</p> <p>①誰が、<u>何</u>時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。 ②津波到達予想時間内に操作完了が可能か。③地震動等により操作不能となった場合の対応は<u>ど</u>うするのか。などの現実^に起こり得る想定の中で訓練を実施<u>す</u>る。その場合、津波到達予想時間が短い場合には、避難を優先することなど、操作者の安全確保に特に留意する<u>こ</u>と。</p> <p>4 監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟、高台等の安全地域からの目視、監視観測結果、災害応急対策への活用等について訓練を実施<u>す</u>る。なお、東日本大震災では高さ40m程度まで津波が遡上したことなどから、目視による監視の危険性を十分に考慮する<u>こ</u>と。</p>
73	<p>3.11 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者等の避難対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>3.11.1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策</p> <p>3.11.2 避難行動要支援者等の避難対策</p> </div>	<p>3.11 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者____の避難対策</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正案P	修正後	現 行								
74	<p>③ 逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置，近隣の宿泊施設等の津波避難ビル指定・設定及びその表示等も必要<u>です</u>。</p> <p>5) 津波啓発，避難訓練の実施</p> <p>① 津波に対する心得や当該地域の津波の危険性，指定緊急避難場所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や海の家，海水浴場の駐車場等において配布するといった取組，チラシに限らず包装紙や紙袋等への印刷といった工夫，ホームページによる広報やスマートフォンを活用した啓発など，関係業者等を含めた取組が重要<u>です</u>。</p> <p>② 避難訓練にあたっては観光客等参加型の訓練が必要であり，海水浴シーズン，観光シーズン中に訓練を実施する必要が<u>あり</u>ます</p> <p>(注)：港湾における津波避難対策については，「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」(H25.9 国土交通省 港湾局)が示されています。</p>	<p>③ 逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置，近隣の宿泊施設等の津波避難ビル指定・設定及びその表示等も必要<u>である</u>。</p> <p>5) 津波啓発，避難訓練の実施</p> <p>① 津波に対する心得や当該地域の津波の危険性，指定緊急避難場所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や海の家，海水浴場の駐車場等において配布するといった取組，チラシに限らず包装紙や紙袋等への印刷といった工夫，ホームページによる広報やスマートフォンを活用した啓発など，関係業者等を含めた取組が重要<u>である</u>。</p> <p>② 避難訓練にあたっては観光客等参加型の訓練が必要であり，海水浴シーズン，観光シーズン中に訓練を実施する必要が<u>ある</u></p> <p>(注)：港湾における津波避難対策については，「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」(H25.9 国土交通省 港湾局)が示されている。</p>								
75	<p>【参考】ピクトグラム（案内用図記号）について ピクトグラムは，表示板の色と形，及び表示内容の絵文字でメッセージを伝えるものです。</p> <p>災害種別や指定緊急避難場所等の表示については，日本工業規格（JIS）に定められるなど，規格の統一が進められています。国においては，「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」(H28.3.23 内閣府・消防庁)により，指定緊急避難場所等の表示の標準化を進めています。</p> <p>○ 日本工業規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS Z8210（案内図記号） ・ JIS Z9097（津波の避難誘導標識システム） ・ JIS Z9098（災害種別避難誘導標識システム） <p>○ 災害種別避難誘導標識システムで使用する図記号一覧</p> <p>(図)</p>	<p>【参考】ピクトグラム（案内用図記号）について ピクトグラムは，表示板の色と形，及び表示内容の絵文字でメッセージを伝えるもの<u>_____</u>。</p> <p>■津波に関する統一標識（消防庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防庁による「津波に関する統一標識」図記号は，平成20年7月に国際標準化機構（ISO）により国際規格化，平成21年3月に日本工業規格（JIS）として公示 <p>(図)</p>								
76	<p>3.11.2 避難行動要支援者<u>等</u>の避難対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■避難行動要支援者<u>等</u>となりうる者の避難対策を定めるにあたっては，情報伝達，避難行動の援助及び施設管理者の避難対策に留意するとともに，あらかじめ市町と地域のコミュニティが一体となって，避難支援体制及び具体的な支援計画を確立する。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>避難行動要支援者<u>等</u>の避難対策については，避難行動要支援者<u>等</u>となりうる要因と，避難行動要支援者<u>等</u>の例を考慮した避難対策を検討する必要があります。</p> <p><津波避難において避難行動要支援者<u>等</u>となりうる者の例></p> <table border="1" data-bbox="321 2561 1043 2694"> <tr> <td>避難行動要支援者<u>等</u>となりうる要因</td> <td>避難行動要支援者<u>等</u>の例</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難行動要支援者 <u>等</u> となりうる要因	避難行動要支援者 <u>等</u> の例	(略)	(略)	<p>3.11.2 避難行動要支援者<u>_____</u>の避難対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■避難行動要支援者<u>_____</u>となりうる者の避難対策を定めるにあたっては，情報伝達，避難行動の援助及び施設管理者の避難対策に留意するとともに，あらかじめ市町と地域のコミュニティが一体となって，避難支援体制及び具体的な支援計画を確立する。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>避難行動要支援者<u>_____</u>の避難対策については，避難行動要支援者<u>_____</u>となりうる要因と，避難行動要支援者<u>_____</u>の例を考慮した避難対策を検討する必要があります。</p> <p><津波避難において避難行動要支援者<u>_____</u>となりうる者の例></p> <table border="1" data-bbox="1161 2561 1883 2694"> <tr> <td>避難行動要支援者<u>_____</u>となりうる要因</td> <td>避難行動要支援者<u>_____</u>の例</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難行動要支援者 <u>_____</u> となりうる要因	避難行動要支援者 <u>_____</u> の例	(略)	(略)
避難行動要支援者 <u>等</u> となりうる要因	避難行動要支援者 <u>等</u> の例									
(略)	(略)									
避難行動要支援者 <u>_____</u> となりうる要因	避難行動要支援者 <u>_____</u> の例									
(略)	(略)									

改正案P	修 正 後	現 行
76	<p>1) 情報伝達</p> <p>① 同報無線や広報車による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で、分かりやすい広報文案を定めておくことが<u>大切です</u>。また、津波警報等が発表された際のサイレン音、半鐘等についても啓発が<u>必要です</u>。</p> <p>② 聴覚障害者に対しては、近隣者の支援が必要であり、外国人に対しては、近隣者の支援が必要な場合も<u>ありますが</u>、必要な情報を入手できれば自力で避難することも<u>可能です</u>。今後、市町としては、地域において避難行動要支援者等への情報伝達がスムーズに行われるよう、避難行動要支援者等の特性に応じた情報伝達方法及び多様な主体・媒体による情報伝達に配慮する必要がある<u>あります</u>。</p> <p>2) 避難行動の援助</p> <p>① 行動面で避難に支障をきたすことが予想される者にあつては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要があります。<u>また、避難方法は原則として徒歩であるが、場合によっては自動車等の使用も検討する必要があります</u>。</p> <p>※自動車による避難については、「3.4.4 避難の方法」を参照<u>_____</u>。</p> <p>② 避難行動要支援者等に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく必要がある<u>あります</u>。</p> <p>3) 施設管理者等の避難対策</p> <p>① <u>地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として避難行動要支援者等が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておく必要があります</u>。</p>	<p>1) 情報伝達</p> <p>① 同報無線や広報車による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で、分かりやすい広報文案を定めておくことが<u>大切である</u>。また、津波警報等が発表された際のサイレン音、半鐘等についても啓発が<u>必要である</u>。</p> <p>② 聴覚障害者に対しては、近隣者の支援が必要であり、外国人に対しては、近隣者の支援が必要な場合も<u>あるが</u>、必要な情報を入手できれば自力で避難することも<u>可能である</u>。今後、市町としては、地域において避難行動要支援者__への情報伝達がスムーズに行われるよう、避難行動要支援者__の特性に応じた情報伝達方法及び多様な主体・媒体による情報伝達に配慮する必要がある<u>ある</u>。</p> <p>2) 避難行動の援助</p> <p>① 行動面で避難に支障をきたすことが予想される者にあつては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要がある<u>ある</u>。また、避難方法は原則として徒歩であるが、場合によっては自動車等の使用も検討する必要がある<u>ある</u>。</p> <p>※自動車による避難については、「3.4.4 避難の方法」を参照の<u>こと</u>。</p> <p>② 避難行動要支援者__に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく必要がある<u>ある</u>。</p> <p>3) 施設管理者等の避難対策</p> <p>① _____ _____社会福祉施設、学校、医療施設等のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておく必要がある<u>ある</u>。</p>
77	<p>② これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画（※）を策定する必要がある<u>あり</u>、市町は助言等を通じて必要な支援を行うことが<u>重要です</u>。</p> <p>（※）避難確保計画の策定は、国土交通省作成の次の各手引きを参考に、策定を進める必要がある<u>あり</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地下街等に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）</u> http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/chikagai_hinan_tsunami_tebiki201701.pdf ・ <u>要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）</u> http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_tsunami201701.pdf ・ <u>医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）</u> 	<p>② これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画を策定する必要がある<u>あり</u>、市町は助言等を通じて必要な支援を行うことが<u>重要である</u>。</p>

改正案P	修正後	現 行
77	<p>http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_tsunami_iryoku201701.pdf</p> <p>4) 避難行動要支援者等の避難行動支援に関する取組指針</p> <p>① 要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者等や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、あらかじめ市町と地域のコミュニティが一体となって避難支援体制及び具体的な支援計画を確立しておくことが重要<u>です</u>。</p> <p>② 市町においては、国が示している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月)を参考に、具体的な支援計画(全体計画・地域防災計画、避難行動要支援者名簿、個別計画)の策定・整備を進める必要が<u>あります</u>。</p> <p>・全体計画・地域防災計画： 地域における災害特性等を踏まえ、避難行動要支援者等の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定め<u>ます</u>。</p> <p>・避難行動要支援者名簿： 要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮して避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成<u>します</u>。 <u>避難行動要支援者が</u>平常時から名簿を提供することに同意している、又は名簿情報を外部に提供できる旨を条例で定めている場合等については、避難支援等関係者(消防機関、県警察、民生委員、市町社会福祉協議会、自主防災組織等)に名簿を提供<u>します</u>。</p> <p>・個別計画： 地域の特性や実情を踏まえ、名簿情報に基づき、市町又はコーディネーター(民生委員等)が中心となって、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら個別計画を策定<u>します</u>。</p>	<p>4) 避難行動要支援者__の避難行動支援に関する取組指針</p> <p>① 要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者__や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、あらかじめ市町と地域のコミュニティが一体となって避難支援体制及び具体的な支援計画を確立しておくことが重要<u>である</u>。</p> <p>② 市町においては、国が示している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月)を参考に、具体的な支援計画(全体計画・地域防災計画、避難行動要支援者名簿、個別計画)の策定・整備を進める必要が<u>ある</u>。</p> <p>・全体計画・地域防災計画： 地域における災害特性等を踏まえ、避難行動要支援者__の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定め<u>る</u>。</p> <p>・避難行動要支援者名簿： 要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮して避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成<u>する</u>。 _____<u>平常時から</u>名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者については、避難支援等関係者(消防機関、県警察、民生委員、市町社会福祉協議会、自主防災組織等)に名簿を提供<u>する</u>。</p> <p>・個別計画： 地域の特性や実情を踏まえ、名簿情報に基づき、市町又はコーディネーター(民生委員等)が中心となって、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら個別計画を策定<u>する</u>。</p>
78	<p>なお、東日本大震災では、<u>避難行動要支援者等に</u>配慮した避難を行うための情報伝達が行われなかったこと、安否情報が円滑に進まなかったことなどの課題が指摘されたことから、平成24年10月から内閣府において、有識者による「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」を開催し、ガイドラインの見直し等に向けた検討が行われ、平成25年3月には「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」が示されました。</p> <p>平成25年6月21日には、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が公布され、住民等の円滑かつ安全な避難の確保のため、『市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること。』とされ、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。</p>	<p>なお、東日本大震災では、<u>避難支援者に</u>配慮した避難を行うための情報伝達が行われなかったこと、安否情報が円滑に進まなかったことなどの課題が指摘されたことから、平成24年10月から内閣府において、有識者による「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」を開催し、ガイドラインの見直し等に向けた検討が行われ、平成25年3月には「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」が示された。</p> <p>平成25年6月21日には、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が公布され、住民等の円滑かつ安全な避難の確保のため、『市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること。』とされ、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されたもの。</p>
81	<p>4.2 ワークショップの<u>運営</u></p> <p>■市町又は自主防災組織のリーダー等が住民等に呼びかけてメンバーを集め、ワークショップを開催し、ワークショップのメンバ</p>	<p>4.2 ワークショップの<u>流れ</u></p> <p>■市町又は自主防災組織のリーダー等が住民等に呼びかけてメンバーを集め、ワークショップを開催し、ワークショップのメンバ</p>

改正案P	修正後	現 行
81	<p>一が地図等を用いて地域ごとの津波避難計画を策定し、アクションプラン（防災対策）の実行へつなげる。</p> <p>【解説】</p> <p>1) ワークショップの運営</p> <p>① モデル地域の設定</p> <p>市町は、地域ごとの津波避難計画を策定していく上で、まず、モデル地域を設定して、そこから事業を開始し、そのモデル地域における成果を市町全域に広めていくといった段階的な取組方法が成功の秘訣と言えます。モデル地域の設定にあたっては、次の2点に注意します。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 社会的条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の防災意識（自助・共助等）が高いところ ・過去の津波の言い伝えが残っているところ ・高齢者など避難行動要支援者等の割合が高いところ ・防災リーダーがいるところ <p>② 住民等のワークショップへの参加の呼びかけ</p> <p>市町等は、一地域約30人を目安に、町内会や自主防災組織等の既存の組織を通して住民等に声をかけたり、又は直接住民等に参加の呼びかけを行います。ワークショップにおいては、一つの地域で地区ごとにグループに分かれて具体的な津波避難計画を策定する作業を行うため、あらかじめ一つの地域を4～5地区のグループに分けて住民等の参加を呼びかけることが望まれます。ワークショップの開催にあたっては、より多くの住民が参加できる日時や場所を設定するために町内会の方々などと協議等を行うようにします。</p> <p>③ 会場の設営・準備</p> <p>グループごとに地図や模造紙をひろげて作業や議論し、その結果を参加者全員に発表するのに十分な会場を確保することが必要です。</p> <p>④ ワークショップを行う上での協力体制</p> <p>市町の職員のみでなく、必要に応じて、国や県の職員、津波等防災の専門家、津波災害の経験者に参加を依頼し、ワークショップを運営していくことが望めます。</p>	<p>バーが地図等を用いて地域ごとの津波避難計画を策定する。</p> <p>【解説】</p> <p>1) ワークショップの運営</p> <p>① モデル地域の設定</p> <p>_____地域ごとの津波避難計画を策定していく上で、まず、モデル地域を設定して、そこから事業を開始し、そのモデル地域における成果を市町全域に広めていくといった段階的な取組方法が成功の秘訣と言えます。モデル地域の設定にあたっては、次の2点に注意します。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 社会的条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の防災意識_____が高いところ ・過去の津波の言い伝えが残っているところ ・高齢者など避難行動要支援者_の割合が高いところ ・_____ <p>② 住民等のワークショップへの参加の呼びかけ</p> <p>市町等は、一地域約30人を目安に、町内会や自主防災組織等の既存の組織を通して住民等に声をかけたり、又は直接住民等に参加の呼びかけを行います。ワークショップにおいては、一つの地域で地区ごとにグループに分かれて具体的な津波避難計画を策定する作業を行うため、あらかじめ一つの地域を4～5地区のグループに分けて住民等の参加を呼びかけることが望ましい。ワークショップの開催にあたっては、より多くの住民が参加できる日時や場所を設定するために町内会の方々などと協議等を行うようにします。</p> <p>③ 会場の設営・準備</p> <p>グループごとに地図や模造紙をひろげて作業や議論し、その結果を参加者全員に発表するのに十分な会場を確保すること_____。</p> <p>④ ワークショップを行う上での協力体制</p> <p>市町の職員のみでなく、必要に応じて、国や県の職員、津波等防災の専門家、津波災害の経験者に参加を依頼し、ワークショップを運営していくことが望ましい。</p>
84	<p>4.3 ワークショップにおける検討事項</p> <p>住民等は、____市町等の支援を受けてワークショップを開催し、地図等を用いて地域ごとの津波避難計画を策定します。ワークショップで検討する必要がある事項は次のとおりです。</p> <p>4.3.1 ワークショップの目的を知る</p> <p>4.3.2 災害について知る</p> <p>4.3.3 自分の住んでいる地域の危険性を知る</p> <p>4.3.4 避難行動を考える</p> <p>4.3.5 避難訓練で検証する</p> <p>4.3.6 今後の津波対策を考えるーアクションプランの検討</p>	<p>4.3 ワークショップにおける検討事項</p> <p>■住民等は、県、市町等と協力してワークショップを開催し、地図等を用いて地域ごとの津波避難計画を策定する。ワークショップで検討する必要がある事項は次のとおりです。</p> <p>①津波の危険性の理解を深める。</p> <p>②津波からいかに避難するかを考える。</p> <p>③避難訓練で検証する。</p> <p>④今後の津波対策を考える。</p>
85	<p>4.3.2 災害について知る</p> <p>【解説】</p> <p>1) 災害の全体像</p> <p>津波から命を守る避難計画として、まず地震の揺れから身を守ることが必要になります。なお、地震の揺れから身を守</p>	<p>4.3.2 災害について知る</p> <p>【解説】</p> <p>1) 災害の全体像</p> <p>津波から命を守る避難計画として、まず地震の揺れから身を守ることが必要になります。なお、地震の揺れから身を守</p>

改正案P	修正後	現 行
85	<p>り、速やかに避難できるよう、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策等を進めておくことが重要です。次の図のように地震による被害としては、津波以外にも人命に関わるような構造物の倒壊や落下物による被害、山・崖崩れ、火災等の危険要因が<u>あります</u>。それらの危険要因に対する対策も行う必要があることを説明します。</p>	<p>り、速やかに避難できるよう、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策等を進めておくことが重要です。次の図のように地震による被害としては、津波以外にも人命に関わるような構造物の倒壊や落下物による被害、山・崖崩れ、火災等の危険要因が<u>ある</u>。それらの危険要因に対する対策も行う必要があることを説明します。</p>
86	<p>津波避難の場合、真っ先に考えることは、自らの命を守るための緊急的な避難です。海岸付近で強い<u>揺れ</u>等を感じた時、<u>津波警報等</u>が発表された時、<u>避難指示（緊急）</u>が発令された時などには、時間と余力のある限り、津波の危険が及ばないより安全な避難先を目指して避難することが重要です。</p> <p>その後、津波が終息するまでの数時間～2日程度の間、避難先へ避難することになります。この避難先には、情報機器や毛布、飲食料等を備蓄し、避難者が2日程度過ごすことができることが望ましいと<u>考えられます</u>。</p> <p>津波が終息した後、大きな被害が発生していない場合は自宅等に戻ることができますが、家屋等の倒壊被害を受けた場合には、指定避難所で数週間、場合によっては数ヶ月生活することになります（別に地域ごとの避難生活計画を策定する必要があります）。</p> <p>2) 津波とは （略）</p> <p>① 津波のメカニズムの説明</p> <p>津波は、主に地震によって引き起こされ、巨大な波となって周囲に広がり、<u>海岸部に到達します</u>。海岸部のうち、港（津）で波が急激に大きくなることから、「津波」と呼ばれています。地震が海底で発生した場合、海底で生じた地殻変動（隆起や沈降）によって海水が海底から海面まで急激に盛り上がり、沈み込むことにより、津波が発生<u>します</u>。</p>	<p>津波避難の場合、真っ先に考えることは、自らの命を守るための緊急的な避難です。海岸付近で強い<u>地震等</u>を感じた時、<u>大津波警報等</u>が発表された時、<u>避難勧告</u>が発令された時などには、時間と余力のある限り、津波の危険が及ばないより安全な避難先を目指して避難することが重要です。</p> <p>その後、津波が終息するまでの数時間～2日程度の間、避難先へ避難することになる。この避難先には、情報機器や毛布、飲食料等を備蓄し、避難者が2日程度過ごすことができることが望ましい<u>_____</u>。</p> <p>津波が終息した後、大きな被害が発生していない場合は自宅等に戻ることができるが、家屋等の倒壊被害を受けた場合には、指定避難所で数週間、場合によっては数ヶ月生活することになります（別に地域ごとの避難生活計画を策定する必要があります）。</p> <p>2) 津波とは （略）</p> <p>① 津波のメカニズムの説明</p> <p>津波は、主に地震によって引き起こされ、巨大な波となって周囲に広がり、<u>海岸部に到達する</u>。海岸部のうち、港（津）で波が急激に大きくなることから、「津波」と呼ばれています。地震が海底で発生した場合、海底で生じた地殻変動（隆起や沈降）によって海水が海底から海面まで急激に盛り上がり、沈み込むことにより、津波が発生<u>する</u>。</p>
87	<p>② 近地津波と遠地津波</p> <p>ア 近地津波</p> <p>津波予報上、日本の海岸線に近い海域で発生する津波のことで、住民は地震動を感じる場合が多く、また、津波到達が地震直後の地域もあるため、津波避難計画の策定にあたっては地震動による被害や津波到達時間を十分考慮する必要があります（地震を感じたら避難、素早い津波情報の伝達等）。また、地震動は小さいが大きな津波が発生する津波地震（ヌルヌル地震）もあるため注意が必要<u>です</u>。</p> <p>イ 遠地津波</p> <p>南米海岸沖やカムチャッカ半島沖など、日本から遠く離れた地域で発生した地震により日本にも影響をおよぼすような津波の<u>こと</u>です。1960年のチリ地震津波、2010年のチリ中部沿岸を震源とする地震による津波等が<u>あります</u>。住民は地震動を感じるものがなく、津波が日本まで到達する時間は、場合によっては数時間から20数時間を要するため、地震による揺れに関係なく津波警報等に注意する<u>必要があります</u>。</p> <p>③ 津波の恐ろしさ</p> <p>津波の恐ろしさについて、津波の映像記録、津波の被災談等を活用し具体的に説明<u>します</u>。特に地震の揺れの大きさに</p>	<p>② 近地津波と遠地津波</p> <p>ア 近地津波</p> <p>津波予報上、日本の海岸線に近い海域で発生する津波のことで、住民は地震動を感じる場合が多く、また、津波到達が地震直後の地域もあるため、津波避難計画の策定にあたっては地震動による被害や津波到達時間を十分考慮する必要がある（地震を感じたら避難、素早い津波情報の伝達等）。また、地震動は小さいが大きな津波が発生する津波地震（ヌルヌル地震）もあるため注意が必要<u>である</u>。</p> <p>イ 遠地津波</p> <p>南米海岸沖やカムチャッカ半島沖など、日本から遠く離れた地域で発生した地震により日本にも影響をおよぼすような津波をいう。1960年のチリ地震津波、2010年のチリ中部沿岸を震源とする地震による津波等が<u>ある</u>。住民は地震動を感じるものがなく、津波が日本まで到達する時間は、場合によっては数時間から20数時間を要するため、地震による揺れに関係なく津波警報等に注意する<u>ように説明する</u>。</p> <p>③ 津波の恐ろしさ</p> <p>津波の恐ろしさについて、津波の映像記録、津波の被災談等を活用し具体的に説明<u>する</u>。特に地震の揺れの大きさに</p>

改正案P	修正後	現 行
87	<p>関係なく津波が襲ってくる可能性があること、津波の伝搬時間がとても早いことと、津波は繰り返し襲ってくること等、次の項目について分かりやすく説明します。</p> <p>ア 地震が発生したときは津波に注意する 強い揺れの地震や、揺れが弱くてもゆーら、ゆーらと長くゆったり揺れる地震を感じたら、津波に注意する必要があります。また、地震の揺れを感じなくても、津波警報等に耳を傾ける必要があります。</p> <p>イ 津波の前に引き潮があるとは限らない 「津波の前には潮が引く」「海や空が光る」「大きな音がする」という話もありますが、そのような前ぶれなしに、いきなり大きな波が押し寄せてくることもあります。</p> <p>ウ 津波の速さと破壊力 津波は非常に速いスピードで押し寄せてきます。地震の震源が日本近海であれば地震直後に津波が襲来することもあり、外国の沿岸で地震が発生した場合には太平洋を渡って津波が襲来することもあります。また、海岸の地形によっては急激に津波の高さが上がったり、激しい流れを伴うこともあり、そのような津波によって建物が破壊されたり、流されたりします。</p> <p>エ 津波は繰り返し押し寄せる 津波は繰り返し襲ってきて、あとから来る津波のほうが高くなることもあるため、津波警報等が解除されるまで、絶対に避難した場所を離れて自宅等へ戻ってはいけません。一度避難したにもかかわらず、お金や物を取りに戻ったりして波にさらわれるケースが津波のたびに後をたたないことを説明する必要があります。</p> <p>オ デマにまどわされない ラジオや広報などで正しい情報を聞く。災害の後には恐怖心に乗じたデマ等が広がりやすいので、落ち着いて的確な判断や行動ができるように津波や被害の状況等の正しい情報を得ることが大切です。</p> <p>④ 過去の津波被害 過去に、その地域でどのような津波が発生したかをわかりやすく説明します。過去の津波を体験している人がワークショップに参加している場合は、その体験者から話を聞いたり、その地域にある津波に関する言い伝えなどを紹介することにより、ワークショップのメンバーに津波の恐ろしさや被害の大きさ等を現実的なものとして受け止めやすくします。また、過去に被災体験のないところでは、できれば津波の映像等を活用し、視覚的にも津波についての理解を深める必要があります。</p>	<p>係なく津波が襲ってくる可能性があること、津波の伝搬時間がとても早いことと、津波は繰り返し襲ってくること等、次の項目について分かりやすく説明する。</p> <p>ア 地震が発生したときは津波に注意する 強い揺れの地震や、揺れが弱くてもゆーら、ゆーらと長くゆったり揺れる地震を感じたら、津波に注意する。また、地震の揺れを感じなくても、津波警報等に耳を傾ける。</p> <p>イ 津波の前に引き潮があるとは限らない 「津波の前には潮が引く」「海や空が光る」「大きな音がする」という話もあるが、そのような前ぶれなしに、いきなり大きな波が押し寄せてくることもある。</p> <p>ウ 津波の速さと破壊力 津波は非常に速いスピードで押し寄せてくる。地震の震源が日本近海であれば地震直後に津波が襲来することもあり、外国の沿岸で地震が発生した場合には太平洋を渡って津波が襲来することもある。また、海岸の地形によっては急激に津波の高さが上がったり、激しい流れを伴うこともあり、そのような津波によって建物が破壊されたり、流されたりする。</p> <p>エ 津波は繰り返し押し寄せる 津波は一回だけでなく何度も押ししたり引いたりを繰り返すため、津波警報等が解除されるまで、絶対に避難した場所を離れて自宅等へ戻ってはいけない。一度避難したにもかかわらず、お金や物を取りに戻ったりして波にさらわれるケースが津波のたびに後をたたないことを説明する。</p> <p>オ デマにまどわされない ラジオや広報などで正しい情報を聞く。災害の後には恐怖心に乗じたデマ等が広がりやすいので、落ち着いて的確な判断や行動ができるように津波や被害の状況等の正しい情報を得る。</p> <p>④ 過去の津波被害 過去に、その地域でどのような津波が発生したかをわかりやすく説明する。過去の津波を体験している人がワークショップに参加している場合は、その体験者から話を聞いたり、その地域にある津波に関する言い伝えなどを紹介することにより、ワークショップのメンバーに津波の恐ろしさや被害の大きさ等を現実的なものとして受け止めやすくする。また、過去に被災体験のないところでは、できれば津波の映像等を活用し、視覚的にも津波についての理解を深める。</p>
92	<p>4.3.4 避難行動を考える</p> <p>【解説】</p> <p>2) 避難先、避難経路等の検討 (略)</p> <p>その他、大雨や積雪など悪天候下での避難や、津波避難の際の課題となる避難先、避難経路等についても整理しておきます。</p>	<p>4.3.4 避難行動を考える</p> <p>【解説】</p> <p>2) 避難先、避難経路等の検討 (略)</p> <p>その他、津波避難の際の課題となる避難先、避難経路等について整理しておきます。</p>

